

公的年金概論

日本大学講義資料

H16.7.20 ~ 7.24

吉原健二

無断複写(コピー)・複製・転載を禁じます

当会吉原健二顧問は平成16年7月20～24日の間、日本大学大学院総合基礎科学研究科において特別集中講義「公的年金概論」をおこなった。本文は、その講義資料であり、会員教育のために吉原顧問および日本大学黒田耕嗣教授の承諾を得て掲載するものである。

なお、無断複写（コピー）・複製・転載を禁ずる。

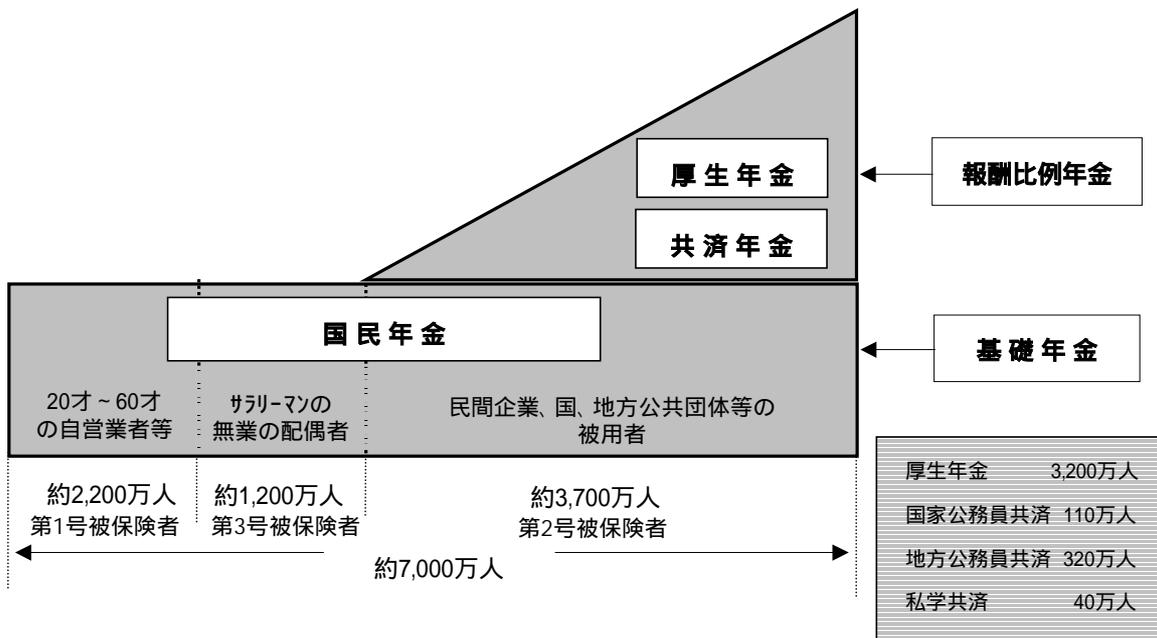
日本年金数理人会 調査研究委員会
大学院教育推進特別委員会

目次

わが国の公的年金制度の現状と平成 16 年改革の内容...	4
わが国の年金制度の沿革... ..	2 3
諸外国の年金制度のすがたとその特徴... ..	5 6
公的年金制度とは何か、どのような考え方でつくられ、 改正されるのか... ..	6 8
わが国年金制度の今後の課題... ..	8 5

**わが国の公的年金制度の現状と
平成16年改革の内容**

1 制度の現状 (H14)



公の年金制度一覽

国民年金制度

(平成 15 年 3 月末現在)

区 分	被保険者数	老齢基礎年金等 受給権者数	年金扶養比率 ——	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金	積立度合	保険料 (平成 16 年 4 月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第 1 号被保険者	万人 2,237	万人 2,212	3.16	万円 5.9	兆円 3.5	兆円 9.5	2.8	円 13,300	6 5 歳
第 2 号被保険者	3,628								
第 3 号被保険者	1,124								
合 計	6,989								
(参考) 公の年金加入者合計	7,046								

被用者年金制度

(平成 15 年 3 月末現在)

区 分	適用者数	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当)	年金扶養比率 ——	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金	積立度合	保険料 (平成 16 年 4 月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成 16 年度)
厚生年金保険	万人 3,214	万人 1,015	3.17	万円 17.4	兆円 28.8	兆円 132.1	4.7	% 13.58	報酬比例部分 一般男子・女子 60 歳 坑内員・船員 57 歳 定額部分 一般男子・共済女子 62 歳 厚年女子 60 歳 坑内員・船員 57 歳
国家公務員共済組合	110	61	1.81	22.8	1.9	8.7	4.6	14.38	
地方公務員共済組合	318	147	2.16	23.6	4.8	37.5	7.6	12.96	
私立学校教職員共済	43	8	5.60	22.0	0.3	3.2	9.8	10.46	
合 計	3,686	1,230	3.00	18.3	35.8				

厚生年金保険

根 拠 法		厚生年金保険法（昭和 29 年 5 月 19 日 法 115） 昭和 29 年 5 月 29 日施行（昭和 16 年法律第 60 号の全部改正）													
対 象		70 歳未満の一般被用者、船員、旅客鉄道(株)等・日本たばこ産業(株)・日本電信電話(株)の役職員、農林漁業団体等職員													
経 営 主 体		国													
被 保 険 者 数		3158 万人（平成 13 年度末）（農林漁業団体等職員を除く。農林漁業団体職員共済組合の平成 12 年度末の組合員数は 47 万人）													
財 源	保 険 料 率	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">(坑内員と船員)</td> <td style="text-align: center;">(日本鉄道)</td> <td style="text-align: center;">(たばこ)</td> <td style="text-align: center;">(農林漁業)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6.79% } 13.58%</td> <td style="text-align: center;">7.48% } 14.96%</td> <td style="text-align: center;">7.775% } 15.69%</td> <td style="text-align: center;">7.61% } 15.22%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6.79% }</td> <td style="text-align: center;">7.48% }</td> <td style="text-align: center;">7.845% }</td> <td style="text-align: center;">7.61% }</td> </tr> </table>		(坑内員と船員)	(日本鉄道)	(たばこ)	(農林漁業)	6.79% } 13.58%	7.48% } 14.96%	7.775% } 15.69%	7.61% } 15.22%	6.79% }	7.48% }	7.845% }	7.61% }
	(坑内員と船員)	(日本鉄道)	(たばこ)	(農林漁業)											
6.79% } 13.58%	7.48% } 14.96%	7.775% } 15.69%	7.61% } 15.22%												
6.79% }	7.48% }	7.845% }	7.61% }												
国 庫 負 担	基礎年金拠出金の 1 / 3 等と事務費の全額														
給 付		支 給 要 件	年 金 額												
老 齡 給 付	老齡厚生年金	<p>老齡基礎年金の受給要件を満たしている者に 65 歳から支給</p> <p>(平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間月数) + 加給年金額 (配偶者 229,300 円、子 < 18 歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者または 20 歳未満の障害者 > 2 人目まで 1 人につき 229,300 円、3 人以上は一人につき 76,400 円) 新たな給付乗率による年金額が、改正前の年金額の計算方式(物価スライドを含む)による年金額を下回る場合には、同計算方式による年金額を支給</p>	<p>(平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間月数) + 加給年金額 (配偶者 229,300 円、子 < 18 歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者または 20 歳未満の障害者 > 2 人目まで 1 人につき 229,300 円、3 人以上は一人につき 76,400 円) 新たな給付乗率による年金額が、改正前の年金額の計算方式(物価スライドを含む)による年金額を下回る場合には、同計算方式による年金額を支給</p>												
		<p>(特別支給)</p> <p>老齡基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が 1 年以上ある者が、60 歳に達した後 65 歳まで支給</p>	<p>{ (1,676 円 × 加入期間月数) + (平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間月数) } + 加給年金額 (同上)</p>												

厚生年金保険

給 付		支 給 要 件	年 金 額
障害給付	障害厚生年金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	1級 老齢厚生年金額 × 1.25 + 加給年金額 2級 老齢厚生年金額 + 加給年金額 3級 老齢厚生年金額 (最低保障 597,800 円)
	障害手当金	障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	老齢厚生年金額 × 2 (最低保障 1,195,600 円)
遺族給付	遺族厚生年金	被保険者または被保険者であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給 (1) 被保険者が死亡したとき、または被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要)	老齢厚生年金額 × 3/4 子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで597,800円を加算
	順 位	(2) 障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
	配偶者	(3) 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	子		
	父 母		
孫			
祖父母	4		

国民年金

根 拠 法	国民年金法（昭和 34 年 4 月 16 日 法 141）（拠出制年金）昭和 36 年 4 月 1 日施行		
対 象	第 1 号被保険者 ... 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって、次の第 2 号被保険者、第 3 号被保険者以外の者 第 2 号被保険者 ... 被用者年金制度の被保険者、組合員 第 3 号被保険者 ... 第 2 号被保険者の被扶養配偶者であって、20 歳以上 60 歳未満の者		
経 営 主 体	国		
被 保 険 者 数	3340 万人（第 1 号、第 3 号・任意加入被保険者の数）（平成 13 年度末）		
財 源	保 険 料	第 1 号被保険者 ... （一般保険料）月額 13,300 円、（付加保険料）月額 400 円 第 2 号被保険者 } 第 3 号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出	
	国 庫 負 担	基礎年金給付費の 1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の 1/4、事務費の全額	
給 付	支 給 要 件	年 金 額	
老 齢 給 付	老 齢 基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間（合算対象期間も含む。）が 25 年以上である者が 65 歳に達したとき支給（支給の繰り上げ、繰り下げの制度がある）	$804,200 \text{ 円} \times \frac{\left(\frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{納付済月数}} \right) + \left(\frac{\text{保険料全額}}{\text{免除月数}} \right) \times \frac{1}{3} + \left(\frac{\text{保険料半額}}{\text{免除月数}} \right) \times \frac{2}{3}}{480}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある
	付 加 年 金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200 円 × 付加保険料納付済月数

国民年金

給 付		支 給 要 件	年 金 額
障害 給付	障 害 厚生年金	<p>(1) 被保険者期間中に初診日がある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給（初診日前の滞納期間が1/3未済の場合に限る）</p> <p>(2) 20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日（または障害認定日）に障害等級表に該当する者に支給</p>	<p>1級 996,300円 + 加算額 2級 797,000円 + 加算額</p> <p>（加算額は子<18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者または20歳未満の障害者>2人目まで1人につき229,300円。3人目以上は1人につき76,400円）</p>
	遺 族 基礎年金	<p>次のいずれかに該当する被保険者が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻または子に支給。ただし、(1)か(2)に該当するときは、死亡前の滞納期間が1/3未済の場合に限る</p> <p>(1) 被保険者 (2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3) 老齢基礎年金の資格期間を満たしている者</p>	<p>子のある妻に支給する場合 797,000円 + 加算額（子<18歳の誕生日に属する年度の年度末を経過していない者または20歳未満の障害者>2人目まで1人につき229,300円、3人目以上は1人につき76,400円）</p> <p>子に支給する場合 797,000円 + 加算額（2人目の子には229,300円、3人目以上は1人につき76,400円）</p>
遺族 給付	寡婦年金	<p>1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給（夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く）</p>	<p>1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額 × 3/4</p>
	死 亡 一 時 金	<p>1号被保険者としての保険料納付期間が3年以上の者（基礎年金受給者は除く）が死亡した場合に、その者の遺族に支給</p>	<p>保険料納付済期間に応じた額（12万円～32万円） 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算</p>

国家公務員共済組合

根 拠 法		国家公務員共済組合法（昭和 33 年 5 月 1 日 法 128）昭和 33 年 7 月 1 日施行（昭和 23 年法律第 69 号の全部改正）	
対 象		国家公務員、国家公務員共済組合連合会の職員	
経 営 主 体		国家公務員共済組合連合会	
被 保 険 者 数		111 万人（旧 3 社の組合員を除く）（平成 13 年度末）	
財 源	掛 金 率	本 人 } 使用者 } 計	（連合会） 7.19% } 7.19% } 14.38%（一般組合員）
	国 庫 負 担		基礎年金拠出金の 1/3 等と事務費全額
給 付		支 給 要 件	年 金 額
老 齢 支 給	退職共済年金		{ (平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間月数) + (平均標準報酬月額 × 1.425 / 1000 × 組合員期間月数) } × 0.991 + 加給年金額（配偶者 229,300 円、子 < 18 歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者または 20 歳未満の障害者 > 2 人目まで 1 人につき 229,300 円、3 人目以上は 1 人につき 76,400 円） 新たな給付乗率による年金額が、改正前の年金額の計算方式（物価スライドを含む）による年金額を下回る場合には、同計算方式による年金額を支給
	（特別支給） 老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が 1 年以上ある組合員が、60 歳に達した後 65 歳まで支給		

国家公務員共済組合

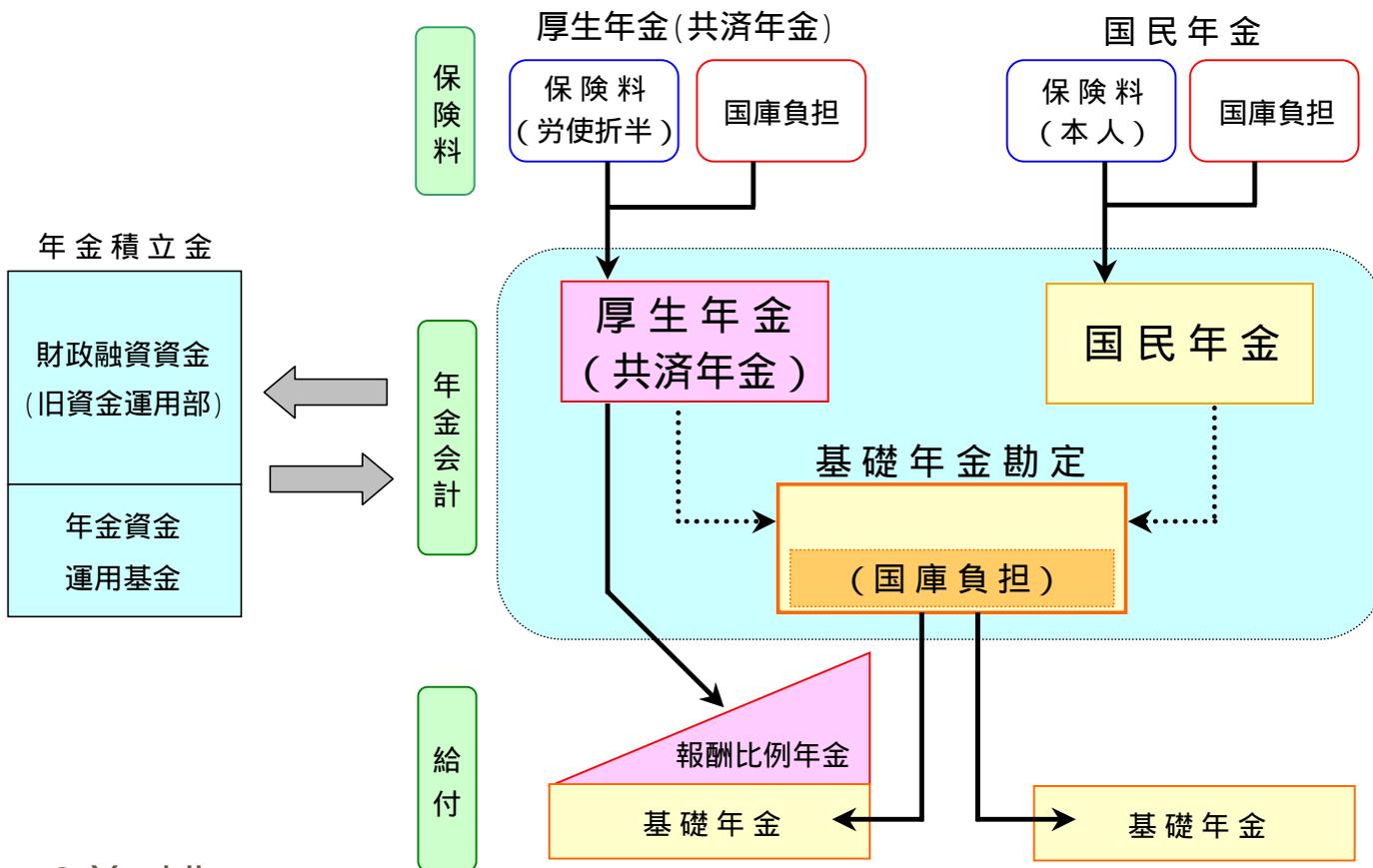
給 付		支 給 要 件	年 金 額
障害 給付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関し、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金額 × 1.25 + 加給年金額 2級 退職共済年金額 + 加給年金額 3級 退職共済年金額 (最低保障 597,800 円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金額 × 2 (最低保障 1,195,600 円)
遺族 給付	遺族共済年金	組合員または組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給 (1) 組合員が死亡したとき (2) 組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき (3) 障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3) 退職共済年金の受給権者または退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	退職共済年金額 × 3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで597,800円を加算
	順 位		
	配偶者		1
	子		
	父 母		2
	孫		3
祖父母	4		

地方公務員共済組合・私立学校教職員共済

		地方公務員共済組合	私立学校教職員共済	
根 拠 法		地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日 法152） 昭和37年12月1日施行	私立学校教職員共済組合法 昭和28年8月21日 法245） 昭和29年1月1日施行	
対 象		地方公務員	私立学校教職員	
経 営 主 体		各地方公務員共済組合（79組合）	日本私立学校振興・共済事業団	
被 保 険 者 数		321万人（平成13年度末）	41万人（平成13年度末）	
財 源	掛金率 本人 使用者 } 計	6.48% } 6.48% } 12.96%（一般組合員）	5.23% } 5.23% } 10.46%	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3等と事務費全額（地方公務員団体負担）	基礎年金拠出金の1/3等と事務費の一部	
給 付	支 給 要 件	年 金 額	支 給 要 件	年 金 額
老 齢 支 給	国家公務員共済組合に同じ		国家公務員共済組合に同じ	

（注）農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金保険に統合された。

年金制度の財政の仕組み



2 わが国年金制度の特徴と問題

特徴

- 国民皆年金（収入のない者も加入）
- 社会保険方式であるが、税（国庫負担）も導入
- 自己責任の考え方と世代間扶養の考え方の組合せ
- 遅い制度の発足と早期成熟化措置
- 低い保険料水準と高い給付水準

問題

- 保険料負担の上昇と保険料未納者の増大
- 給付の確実性、制度の持続性に対する不安感
- 給付と負担の世代間の不公平感
- 頻繁な制度改正（保険料の引上げ、給付の引下げ）
- 制度の複雑さ、分りにくさ、情報管理、情報提供の不十分、不適切
- 保険料の使い方、積立金の運用

3 平成16年の年金改革の基本的なねらいと内容

若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対する不安感、不信感を解消する

少子化の進行等の社会情勢の変動に対し、柔軟に対応でき、かつ恒久的に安定した制度とする

現役世代の保険料負担が過大にならないよう配慮することに重点を置きつつ、給付水準と現役世代の保険料負担をバランスのとれたものとする

現役世代が将来の自らの給付を実感できる分かりやすい制度とする

少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものとする

特に平成16年の年金改革において取り組むべき課題

前回改正法で規定された、安定した財源を確保して基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げることが、最終的な保険料水準を過大にせず、給付も適切な水準を保つため、不可欠。

将来の保険料水準を過大に上昇させないため、保険料引上げ凍結の解除が必要。

(1) 保険料率の引上げと上限固定

厚生年金 13.58% 18.30% (平成29年以降)
毎年0.354%ずつ引上げ

国民年金 13,300円 16,900円 (平成29年以降)
毎年280円ずつ引上げ

(2) 給付水準の自動調整(マクロ経済調整)

毎年新規裁定の年金は賃金、既裁定の年金は物価の上昇に応じて引き上げるが、被保険者数の減少分(0.6%)や平均寿命の伸び分(0.3%)を差引く。

名目年金額は下げない。

支給開始時に現役収入の50%は最低確保する。

厚生年金の標準的給付水準

夫	サラリーマン (40年加入)	現役世代の平均 収入の 59.3%	➔	50.2% (平成35年以降) 月額 27.9万円
妻	専業主婦	月額 23.3万円		

(3) 基礎年金に対する国庫負担率の引上げ

1 / 3 \longrightarrow 1 / 2 (平成21年)

基礎年金の給付費 16.3兆円 (平成16年)

国庫負担 5.7兆円

引上げ所要財源 2.7兆円

年金課税の見直し

所得税の定率減税の廃止

消費税率の引上げ

(4) 70歳以上の在職者(収入のある者)に対する給付を制限

(5) サラリーマン世帯の専業主婦の離婚時の年金分割

(6) 育児休業期間中、保険料免除期間の延長

1歳 3歳未満

(7) 国民年金の保険料の未納防止策

保険料の免除を全額免除、半額免除のほか、3/4免除、1/4免除も認める
学生や無業者などに対して保険料猶予、追納制度を設ける

**(8) 制度の周知ための広報強化、加入者や受給者に対する丁寧な通知や連絡、
情報提供**

4 年金制度に対する不安、不信をなくし、 安心と信頼を回復するために

- (1) 今回の改革は現行制度の仕組みを前提とした小手先の改革、制度の仕組みを根本的に変えないとできないという考え方。

保険料ではなく、税金でやる。

年金制度を一本化する。

基礎年金だけにし、報酬比例部分をやめる。

- (2) 制度の仕組みを根本的に変えることは現実的に難しいし、時間がかかる。
今の制度の枠組みの中で給付と負担のバランスを図っていくという考え方。

(制度の仕組みのあり方についてはさらに時間をかけて論議をする)

- (3) 年金制度の一元化を含め、社会保障全体のあり方を議論する場をつくり2007年3月までに結論を出す。(政府及び自民、公明、民主 3党合意)

- (4) 制度の不安、不信の根本原因は急激な人口の少子高齢化、それによって現役世代と年金世代のバランスが失われることにあるとすれば、根本は少子化に歯止めをかけ、70歳位まで働ける社会にするなどして、現役世代と年金世代のバランスを回復することである。

- (5) いずれにしても政治家もマスコミも現行制度や改革案の欠点ばかり指摘して不安や不信をおおるだけでなく、もう少し冷静で建設的な議論が必要である。

わが国の年金制度の沿革

5 わが国の年金制度の沿革

第一期 明治、大正から昭和の終戦まで 労働者保護対策を目的とした社会保険として創設

明治のはじめ	軍人や官吏に対する国の恩恵的給与として恩給制度はじまる
明治 8年	海軍退隠令
明治 9年	陸軍恩給令
明治 17年	官吏恩給令
明治 22年	官吏恩給法、官吏遺族扶助法、軍人恩給法
明治の終わりころから大正にかけて	鉄道、専売、印刷、逓信、営林など国の現業の雇用人や鐘紡など民間の工場労働者を対象に相互扶助組織として共済組合ができはじめる。最初は業務上の災害給付や疾病給付を行っていたが、大正に入ってから年金給付も始められた。
大正 12年 (1923)	恩給法制定 <ul style="list-style-type: none">・恩給制度統一、地方の官吏にも恩給法準用普通恩給 (17年 最終俸給の1/3 45歳から50%、50歳 70%、55歳 100%)増加恩給、遺族扶助料国庫納金 2%

昭和12年
(1937)

日中戦争始まる(支那事变)

昭和14年
(1939)

船員保険法制定

- ・船員を対象に疾病給付と年金給付を行う社会保険制度としてできる
- ・養老年金 15年加入 50歳、報酬月額3月分 国庫負担 15%

昭和16年
(1941)

太平洋戦争 始まる

労働者年金保険法制定 (S17年実施)

- ・労働者が安心して生産活動、労働に専念できるよう 戦力の増強につながる
- ・10人以上の事業所(工場)の男子労働者を対象
- ・養老年金、廃疾年金、廃疾手当金、遺族年金、脱退手当金
- ・養老年金は55歳(坑内夫は50歳)から支給、20年加入(坑内夫は15年)
- ・報酬月額3月分(完全報酬比例、報酬の25/100、20年を超える1年ごとに1/100が加算)
- ・遺族年金は養老年金の1/2、10年の有期年金
- ・保険料率 64/1000
- ・国庫負担 10%
- ・完全積立方式(平準保険料)

昭和19年
(1944)

労働者年金保険法改正 厚生年金保険法に改称

- ・5人以上の事業所、女子、職員に適用拡大
- ・養老年金 報酬月額4月分
- ・遺族年金は終身年金
- ・保険料率 110 / 1000
- ・退職積立金及び退職手当法廃止

昭和20年
(1945)

終戦

終戦直後の日本経済 (昭和9年～11年 = 100)

年	昭和 21	昭和 22	100 に達した年	200 に達した年
実質国民総生産	62	65	昭和 26 年	昭和 34 年
1人あたり実質国民総生産	55	56	昭和 28 年	昭和 37 年
1人あたり実質個人消費	57	60	昭和 28 年	昭和 39 年
鉱工業生産	31	37	昭和 26 年	昭和 32 年
石炭	53	71		
鋼材	10	15		
繊維	7	10		
農業生産	79	76		
実質賃金 (製造業)		30		
卸売物価 (東京)	1,630	4,820		
消費者物価 (東京)	5,000	10,910		
輸出数量		7	昭和 32 年	昭和 38 年
輸入数量		14	昭和 31 年	昭和 36 年

第二期 昭和20年代～30年代

社会保障として再建整備と国民皆年金、各種共済組合の創設

昭和22年
(1947)

新憲法施行

昭和22、23年
(1947、48)

厚生年金保険法改正

- ・業務上の給付を労働災害補償保険法へ移管
- ・猛烈なインフレに対応して障害年金の大幅な引上げや遺族給付の改善、養老年金は凍結
- ・暫定保険料率 30 / 1000

昭和24年
(1949)

国家公務員共済組合法制定

- ・現業の雇用人に対する各種共済組合を統一（根拠：勅令 法律）

社会保障制度審議会設置（内閣総理大臣の諮問機関）

昭和25年
(1950)

社会保障制度審議会「社会保障制度の整備推進に関する勧告」

昭和26年
(1951)

日米平和条約締結（S27年発効）

昭和28年
(1953)

私立学校教職員共済組合法制定

- ・ T13年 (財)私立中等学校恩給財団 S27年 私学恩給財団 私学共済組合法

昭和29年
(1954)

厚生年金保険法全面改正(新法)

- ・ 定額部分(月額2,000円) + 報酬比例部分(報酬 \times 5 / 1000 \times 期間)の給付体系
- ・ 老齢年金(養老年金改め)、支給開始年齢 55歳 60歳
- ・ 男子40歳、女子35歳から15年の高齢者加入を創設
- ・ 国庫負担 10% 15%
- ・ 標準報酬の引上げ 上限8,000円 18,000円
- ・ 保険料率は据置き 30 / 1000
- ・ 完全積立方式 修正積立方式(段階保険料方式)、5年毎に財政再計算
- ・ 厚生年金と船員保険の通算

市町村職員共済組合法制定

- ・ 市町村の雇用人を対象に共済組合設立(各県単位、短期給付と長期給付を行なう)

昭和30年
(1955)

政治の自・社55年体制と高度経済成長の時代に入る

社会保障のうえでは国民皆保険、国民皆年金が課題となる

昭和31年
(1956)

公共企業体職員共済組合法制定

- ・国鉄(S24)、専売公社(S24)、電電公社(S27)の職員全部を対象とした(旧官吏、雇
用人共通の)統一的制度
- ・退職年金 20年 40% 55歳 国庫負担 10%

昭和32年
(1957)

内閣総理大臣から社会保障制度審議会に対して「国民年金制度の基本方策について」諮問

昭和33年
(1958)

国家公務員共済組合法(新法)制定

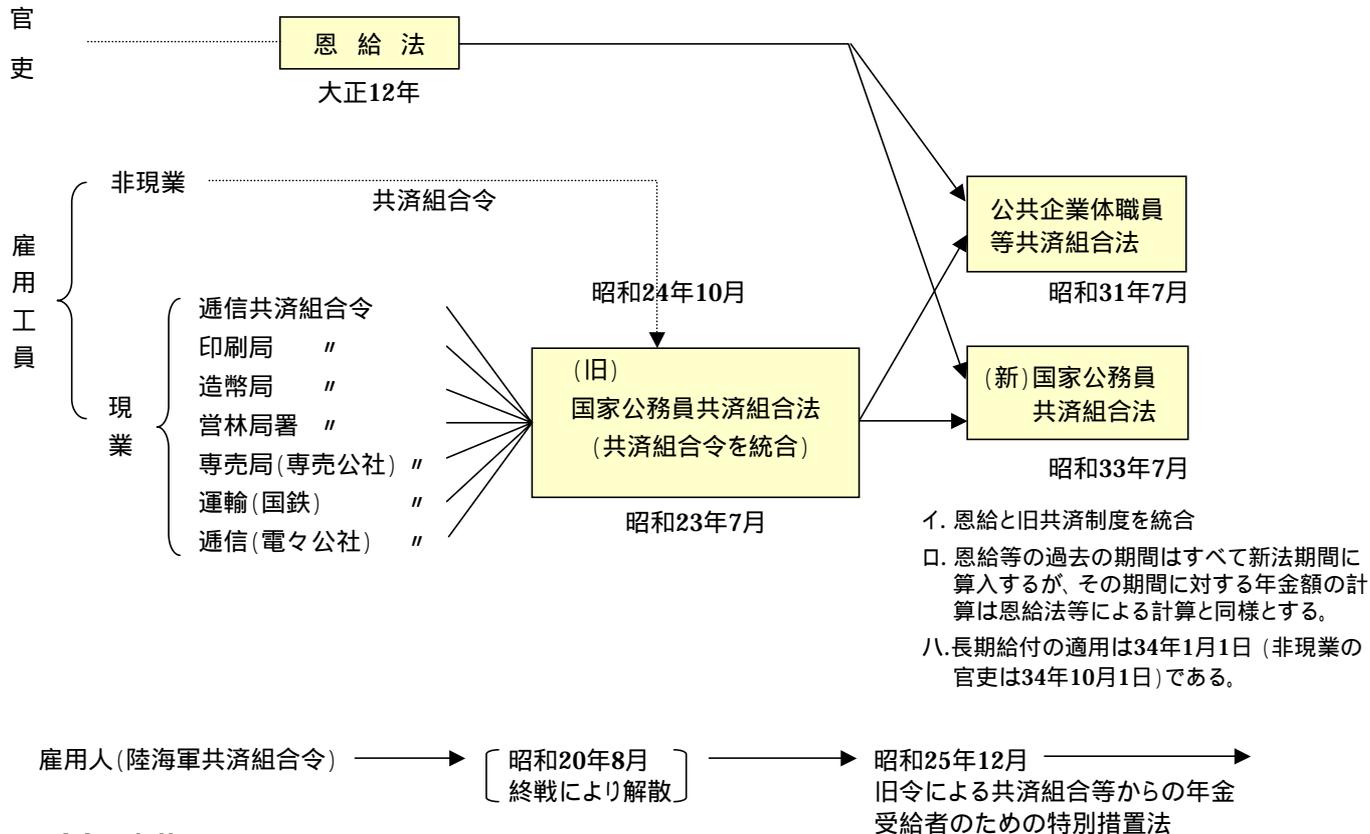
- ・郵政、印刷、造幣、林野、アルコール専売の5現業の全職員と非現業の雇用人について統一
的年金制度(S34.1)
- ・恩給公務員にも適用し、すべての国家公務員を対象とした統一的制度(S34.10)
- ・退職年金 20年 40% 55歳 加算1年 1.5% 国庫負担 10%

農林漁業団体職員共済組合法制定

- ・農業協同組合、漁業協同組合等の職員を厚生年金保険から分離
- ・退職年金 20年 40%、55歳 国庫負担 15%

社会保障制度審議会 「国民年金制度の基本方策について」答申

共済年金制度の経緯



昭和34年
(1959)

国民年金法制定 (S 34.4)

制定上の問題点

- ・適用対象者をどうするか

既存制度の未適用者のみとするか、既存制度の適用者を含む全国民とするか

〔 当時の総人口：約9,000万人 就業者人口：約4,200万人 第一次産業の就業者：41%
雇用者比率：45.7% 既存制度の適用者：約1,200万人 厚生年金の適用者：約900万人 〕

- ・拠出制を基本とするか、無拠出制を基本とするか
- ・制度の内容と実施の時期と手順
- ・通算制度と積立金の運用

拠出制年金 (S 36.4 保険料徴収開始)

- ・農民、自営業者等被用者年金の適用を受けていない20～59歳の全国民を対象
- ・老齢年金 65歳支給
 - 保険料納付 10年 月1,000円
 - 25年 月2,000円
 - 40年 月3,500円
- ・障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金
- ・保険料 20～34歳 月100円
35～59歳 月150円 負担能力のない者は免除
- ・国庫負担 拠出時保険料相当額の1/2

無拠出制年金（S34.11実施）

- ・制度発足時は70歳以上の者、拠出制発足時 50歳以上の者及び保険料が免除されて拠出制年金が受けられない者を対象
- ・老齢福祉年金 月1,000円（70歳）
- ・障害福祉年金 月1,500円
- ・母子福祉年金 月1,000円
- ・所得制限あり

昭和35年

日米安保条約改定、国民所得倍増計画（岸内閣 池田内閣）

（1960）

厚生年金	・標準報酬の上限	18,000円	36,000円
	・報酬部分	5 / 1000	6 / 1000
	・保険料率	30 / 1000	35 / 1000

昭和36年

拠出制国民年金の適用、保険料徴収開始
全公的年金制度間の期間通算制度創設

国民皆年金の達成

（1961）

国民年金制度の特徴

- 1 職業、収入のまちまちな2,000万人以上の者を対象
- 2 拠出制と無拠出制の複雑な組合せ、制度の早期成熟化措置
- 3 保険料も給付も個人単位の定額制
- 4 保険料の免除制度と高率の国庫負担の導入
- 5 窓口は市町村、保険料は印紙納付が原則
- 6 制度の発足時保険料の徴収に大反対運動

昭和38年

地方公務員共済組合法制定

(1963)

- ・地方公務員（恩給法、県条例、国家公務員共済、市町村条例、市町村共済、町村職員恩給組合など）を対象とした統一の年金制度
- ・組合数は90(都職員、道府県職員、警察職員、公立学校職員、都市職員、市町村職員組合など)

昭和39年

東海道新幹線開通、東京オリンピック、池田内閣 佐藤内閣

(1964)

国家公務員共済組合法改正

国庫負担 10% 15% (国 55% 57.5% 組合 45% 42.5%)

厚生年金の被保険者数 老齢年金受給者数 老齢年金金額等の推移(昭和30年～60年)

	被保険者数 千人	勤労者平均賃金月額 (30人以上)円	男子平均標準報酬 月額 円	老齢年金受給者数 千人	平均老齢年金月額 円
昭30	8,402	18,343	13,391	4	3,541
35	13,457	24,375	14,281	4.4	3,530
40	18,670	39,360	34,670	203	7,736
45	22,522	75,867	64,823	534	14,400
48	24,003	122,545	105,747	793	38,546
50	23,893	177,213	141,376	1,054	56,021
55	25,445	263,386	220,444	2,058	101,349
60	27,234	317,091	270,435	3,318	122,002

第三期 昭和40年代～50年代

経済の高度成長、物価上昇に対応した急速な給付改善

昭和40年
(1965)

厚生年金 月額1万円年金
(対賃金36%)

- ・定額部分 月2,000円 250円 × 月数
- ・報酬部分 6 / 1000 10 / 1000
- ・在職老齢年金 65歳以上の在職者に8割の年金支給
- ・保険料率 男子 35 / 1000 55 / 1000
女子 30 / 1000 39 / 1000
- ・国庫負担 15% 20%
- ・厚生年金基金制度 (厚生年金の報酬比例部分を企業代行するかわり、保険料の一部を免除する) 創設

国民年金 夫婦で1万円年金

昭和43年
(1968)

日本の人口 1億人を突破
日本のGNP 自由世界第2位

昭和44年
(1969)

厚生年金 月額2万円年金
(対賃金45%)

- ・定額部分 250円 400円
- ・報酬部分 S 32.9以前の1万円以下の報酬切捨て
- ・加給年金(妻) 400円 1,000円
- ・在職老齢年金 60歳～65歳 (賃金18,000円以下)
2割～8割の年金の支給
- ・保険料率 男子 55 / 1000 64 / 1000
女子 39 / 1000 48 / 1000

国民年金 夫婦で2万円年金

昭和45年
(1970)

日本万国博覧会
人口の高齢化率 7.1% 740万人

昭和46年
(1971)

厚生年金

・定額部分 400円 460円

昭和47年
(1972)

列島改造と福祉充実(田中内閣)

昭和48年
(1973)

福祉元年、第一次石油危機、狂乱物価

厚生年金 **月額5万円年金**
(対賃金62%)

- ・厚生年金の給付水準は男子の平均賃金の60%を目途とする
定額部分460円 1,000円 加給年金(妻)1,000円 2,000円
- ・過去の賃金を現在の水準に再評価する賃金スライド制
- ・物価の上昇(年5%以上)に応じて年金額を上げる物価スライド制を導入
- ・在職老齢年金(60歳~65歳)の拡大
- ・保険料率 男子 64 / 1000 76 / 1000
女子 48 / 1000 58 / 1000

国民年金	25年	8,000円	20,000円
	10年	5,000円	12,500円
	5年	2,500円	5,000円

国家公務員共済組合

俸給比例 厚生年金方式（定額 + 報酬比例）導入

厚生年金、国民年金 物価スライド 16.1%

昭和49年
(1976) **厚生年金、国民年金** 物価スライド 21.8%

昭和51年
(1976) **厚生年金 月額9万円年金** (平均賃金13.6万円)

- ・定額部分 1,000円 1,650円
- ・報酬部分 賃金再評価スライド
- ・加給年金(妻) 2,400円 6,000円
- ・寡婦加算創設 子2人 5,000円
- ・在職老齢の拡大

国民年金	25年	20,000円	32,500円
	10年	12,500円	20,500円
	5年	8,000円	15,000円
	福祉年金	12,000円	13,500円

昭和54年
(1979)

国家公務員共済組合

- ・退職年金の支給年齢 55歳 60歳
- ・退職一時金廃止
- ・郵政を除く全組合の長期給付を連合会に統合

昭和55年
(1980)

厚生年金 月額13.6万円

(平均賃金19.8万円)

- ・定額部分 1,650円 2,050円
- ・報酬部分 賃金再評価スライド
- ・在職老齢の拡大
- ・寡婦加算 7,000円 17,500円
- ・保険料率 男子 91 / 1000 106 / 1000
女子 73 / 1000 89 / 1000
- ・老齢年金の支給年齢の引上げできず

国民年金

25年	32,500円	42,000円
10年	20,500円	26,550円
5年	15,000円	22,600円
福祉年金	20,000円	22,500円

第四期 昭和50年代後半～平成10年まで

人口の高齢化に対応した制度の見直し、統合、再編成
(制度の官民格差論や国鉄共済の財政悪化への対応)

昭和50年代 経済成長率低下、国の財政悪化 行財政改革が課題(鈴木内閣、中曽根内閣)

人口の高齢化率 S50年 7.9% S55年 9.1% S60年 10.3%

社会保障の国民所得比 S50年 9.49% S55年 12.41% S60年 13.91%

昭和50年 **社会保障制度審議会「皆年金下の新年金体系」建議**

(1975)

- ・税方式の基本年金と現行の社会保険年金の二階建てとする
- ・基本年金は単身月3万円、夫婦5万円 財源は年率2%程度の所得型付加価値税(新設)
- ・基本年金、社会保障年金とも支給開始年齢は65歳とする

昭和51年 **年金制度基本構想懇談会(厚生大臣の諮問機関)**

(1976)

- ・現行制度の分立を前提に給付と負担の制度間格差の是正と調整、将来の給付水準の適正化を提言

昭和57年
(1982)

第2臨調 行政改革に関し基本答申

- ・国鉄、電電、たばこの民営化
- ・年金制度の不均衡の是正と将来の一元化、当面国鉄共済の統合など

昭和58年
(1983)

国家公務員共済組合及び公共企業体共済組合統合法制定

- ・公企体共済組合（国鉄、電電、たばこ）を国家公務員共済組合に統合し、給付条件、給付水準統一
- ・国家公務員共済組合連合会の長期給付財政調整事業を行ない、国鉄共済に財政支援

昭和59年
(1984)

昭和70年（平成7年）を目途に公的年金制度の統合一元化閣議決定

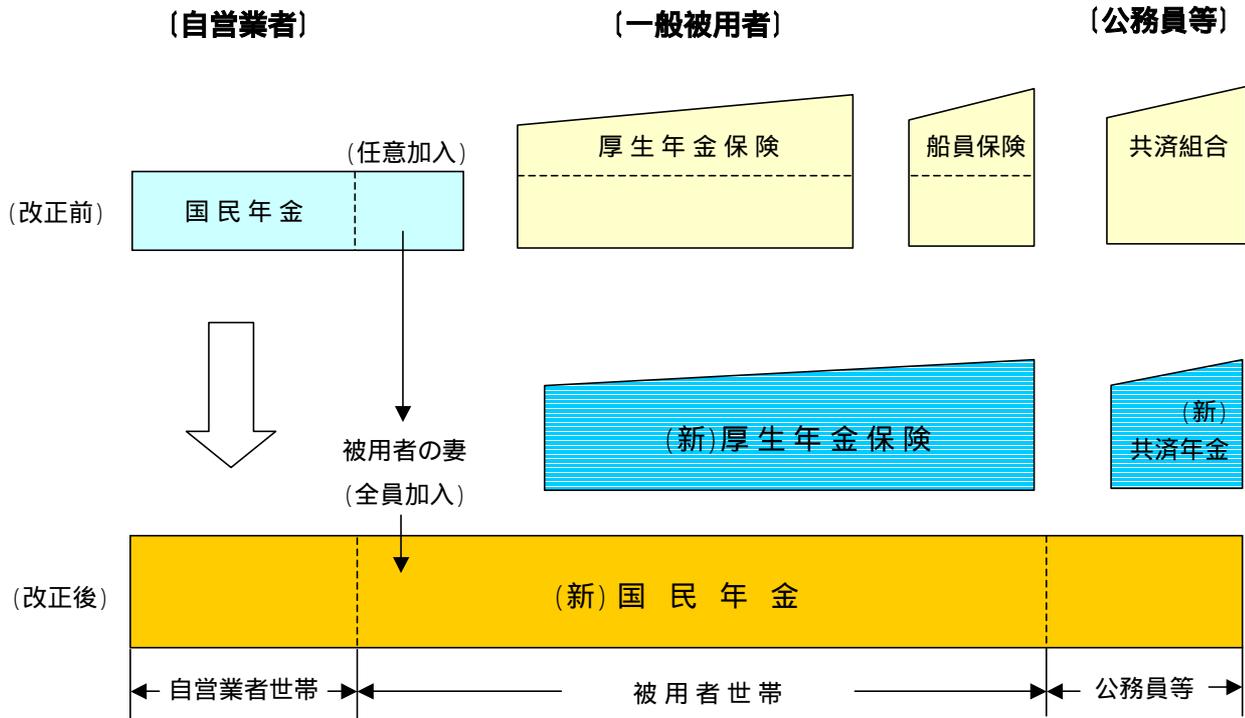
昭和60年

**厚生年金、国民年金、共済年金に共通の基礎年金の導入、
被用者年金の給付体系、給付水準統一**

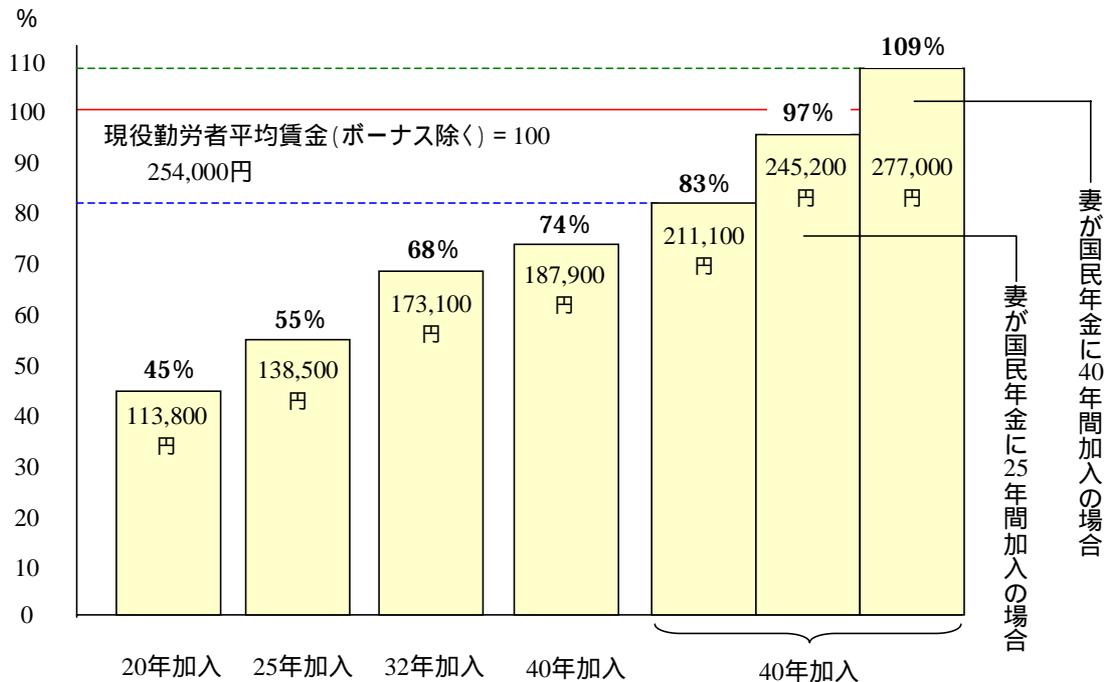
(1985)

- ・国民年金を全国民に適用し、基礎年金（40年加入 1人 月5万円、夫婦で10万円）を支給する制度とする
- ・厚生年金や共済年金は基礎年金に上乗せして報酬比例年金を支給する制度とする
- ・船員保険の年金部門は厚生年金に統合する
- ・基礎年金の費用は被保険者の頭割りによる各制度からの拠出金2/3と国庫負担1/3で賄う
- ・厚生年金の給付水準の適正化（加入期間が40年になっても給付水準はほぼ同じ68%）
月173,200円（加入期間32年、夫婦）男子の平均標準報酬の約69%
定額部分 2,400円 1,250円 報酬部分 10 / 1000 7.5 / 1000
- ・厚生年金の保険料率 男子 124 / 1000 女子 113 / 1000
- ・厚生年金の加入は65歳まで
- ・厚生年金の女子の支給年齢 55歳 60歳
- ・国民年金の保険料 月6,800円
- ・共済年金に3階部分（職域年金 1.5 / 1000）
- ・共済年金の支給年齢 昭和70年 60歳
- ・共済年金に加給年金
- ・共済年金に在職退職年金
- ・共済年金に物価スライド制

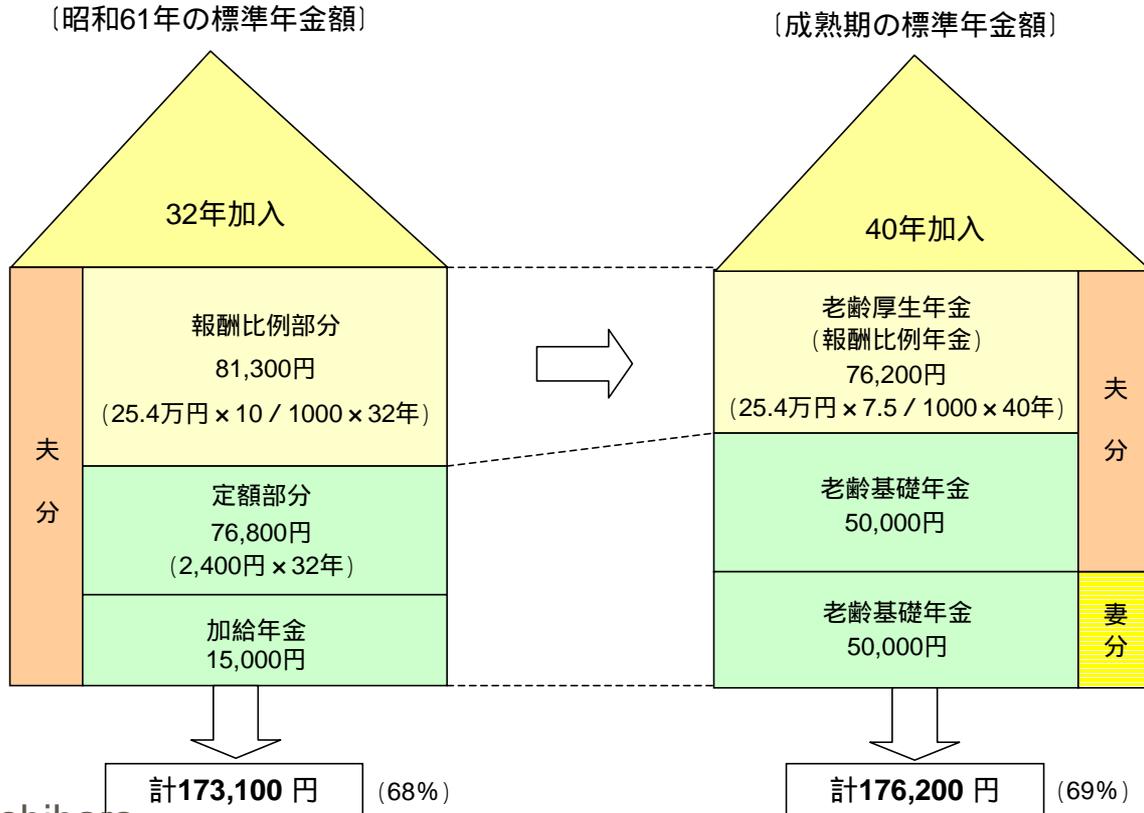
制度再編成図



加入期間の伸長と年金額の増大 (改正前サラリーマン世代)



給付水準の適正化 (改正後)



昭和62年
(1987)

国鉄分割民営（電電、たばこはS60年）

昭和64年
平成元年
(1989)

昭和天皇崩御、消費税導入（3%）、ベルリンの壁崩壊、東西冷戦終結、竹下内閣

厚生年金保険、国民年金

- ・ 老齢年金の支給開始年齢の引上げ スケジュールのみ法律に明記 次の改正まで見送り
男子 H10年から12年にかけて 60歳 65歳
女子 H15年から12年にかけて 60歳 65歳
- ・ 完全自動物価スライド制（物価の変動が5%以下の場合にも自動的に調整）
- ・ 国民年金 学生強制加入
- ・ 国民年金基金制度創設 自営業者のための上のせ年金、任意加入、都道府県単位の地域型基金と全国単位の職域型基金

平成 元年
(1889)

被用者年金費用負担調整法

- ・被用者年金の共通給付部分（厚生年金の老齢年金部分）の費用を各制度が共同で負担
- ・財政窮迫の鉄道、たばこの二共済組合を被用者年金全体で財政支援
（厚生年金等から鉄道共済にH2年～7年まで毎年約1,000億円）

平成 3年
(1991)

バブル経済崩壊、株価暴落、平成不況に入る

平成 4年
(1992)

将来人口推計

高齢化率	2025年	25.8%	2050年	28.2%	
出生率	1.45 (低)	-	1.80 (中)	-	2.09 (高)

平成 5年
(1993)

自民党長期単独政権崩壊、非自民政権（細川内閣）誕生
社会保障の国民所得比 15%を超える（56兆円）

平成 6 年
(1994)

厚生年金保険、国民年金、共済組合

- ・ 定額部分の支給開始年齢 60歳 65歳
 - 支給開始年齢 男子 H13年～H25年 60歳 65歳
 - 女子 H18年～H30年 60歳 65歳
- 現役社会 60歳までは賃金、60歳～64歳は賃金と年金、65歳から年金
- ・ 65歳以降の在職老齢年金を就労促進的なものにする（賃金が増えても年金が減らないようにする）
- ・ 年金と失業保険は併給しない
- ・ 可処分所得スライド（過去の報酬を名目でなく、税金や社会保険保険料を控除した金額の伸びでスライド）
- ・ 育児休業中の厚生年金の本人保険料免除
- ・ 保険料率 165 / 1000 (H6) 173 / 1000 (H8)
- ・ 国庫負担の引上げについて検討する 財政構造改革法制定 (H9) の際の閣議決定で財政再建達成後改めて検討する

平成 8 年
(1996)

人口の高齢化率 15%を超える (15.1% 65歳以上 1,900万人)

公的年金制度の再編成について (閣議決定)

旧公企体三共済組合 (鉄道、たばこ、NTT) の厚生年金保険への統合法制定

(H9.4実施)

- ・ 鉄道共済、たばこ共済、NTT共済の積立金を厚生年金に移管
- ・ 鉄道共済、たばこ共済の厚生年金、国家公務員共済、地方公務員共済、私学共済で財政支援
- ・ 被用者年金費用負担調整法廃止

平成 9 年
(1997)

消費税 3% 5%

金融機関 (拓銀、山一証券など) の経営破綻、不祥事

財政構造改革法制定

橋本内閣

将来人口推計

高齢化率 2025年 27.4% (中) 2050年 32.3% (中)

出生率 1.38 (低) - 1.61 (中) - 1.85 (高)

第五期 平成10年代(2000年)以降

65歳以上人口比率30%を超える人口の高齢化に対応しうる、
負担可能、持続可能な制度への転換、改革

平成12年
(2000)

厚生年金、国民年金、共済組合

- ・基礎年金の税方式への転換の是非と、給付と負担に関する5つの選択肢を提示
 - A** 現在の給付水準維持(保険料年収の26%)
 - B** 給付1割削減(保険料年収の23%)
 - C** 給付の2割削減(保険料年収20%)
 - D** 給付の4割削減(保険料現状程度)
 - E** 報酬比例部分の廃止
- ・裁定時年収の概ね60%の給付水準を維持するとともに、厚生年金の最終保険料率を年収の20%、(国民年金の保険料は月2万円程度)にとどめるため、将来の給付費総額を約2割削減
- ・報酬比例年金の水準5%引下げ(報酬乗率 7.5 / 1000 7.125 / 1000)
- ・報酬比例年金の支給開始年齢 60歳 65歳に引上げ(男子 2013~2025 女子 2018~2030)
- ・既裁定年金の賃金スライド停止、物価スライドのみ
- ・保険料の総報酬制(ボーナスにも保険料をかける) 保険料率 17.35 13.58%
- ・被保険者期間を70歳まで延長、保険料徴収、在職老齢年金を適用して給付調整
- ・育児休業期間中は事業主も保険料免除
- ・国民年金の保険料の1/2免除制、一定所得以下の学生の保険料は申請による10年以内の特例納付
- ・保険料は据え置く
- ・次の改正で基礎年金に対する国庫負担率を1/3から1/2に上げる

平成13年

中央省庁再編、森内閣 小泉内閣

(2001)

公的年金制度の一元化の推進について(閣議決定)

・厚生年金及び農林共済統合法制定(H14.4実施)

平成14年

将来人口推計発表

(2002)

高齢化率 2025年 28.7%(中) 2050年 35.7%(中)

出生率 1.10(低) - 1.39(中) - 1.63(高)

保険料（率）の推移

【厚生年金保険料（標準報酬ベース、労使折半）】

実施時期	男子	女子
S 17. 6 ~	6.4%	
S 19.10 ~	11.0%	
S 22. 9 ~	9.4%	6.8%
S 23. 8 ~	3.0%	3.0%
S 29. 5 ~	3.0%	3.0%
S 35. 5 ~	3.5%	
S 40. 5 ~	5.5%	3.9%
S 44.11 ~	6.2%	4.6%
S 46.11 ~	6.4%	4.8%
S 48.11 ~	7.6%	5.8%
S 51. 8 ~	9.1%	7.3%
S 55.10 ~	10.6%	8.9%
S 56. 6 ~		9.0%
S 57. 6 ~		9.1%
S 58. 6 ~		9.2%
S 59. 6 ~		9.3%
S 60.10 ~	12.4%	11.3%
S 61.10 ~		11.45%
S 62.10 ~		11.6%
S 63.10 ~		11.75%
H 元.10 ~		11.9%
H 2. 1 ~	14.3%	13.8%
H 3. 1 ~	14.5%	14.15%
H 4. 1 ~		14.3%
H 5. 1 ~		14.45%
H 6. 1 ~		14.5%
H 6.11 ~	16.5%	
H 8.10 ~	17.35% (総報酬ベース 13.58%)	

【国民年金保険料】

実施時期	20～34歳	35歳以上
S 36. 4 ~	100 円	150 円
S 42. 1 ~	200 円	250 円
S 44. 1 ~	250 円	300 円
S 45. 7 ~	450 円	
S 47. 7 ~	550 円	
S 49. 1 ~	900 円	
S 50. 1 ~	1,100 円	
S 51. 4 ~	1,400 円	
S 52. 4 ~	2,200 円	
S 53. 4 ~	2,730 円	
S 54. 4 ~	3,300 円	
S 55. 4 ~	3,770 円	
S 56. 4 ~	4,500 円	
S 57. 4 ~	5,220 円	
S 58. 4 ~	5,830 円	
S 59. 4 ~	6,220 円	
S 60. 4 ~	6,740 円	
S 61. 4 ~	7,100 円	
S 62. 4 ~	7,400 円	
S 63. 4 ~	7,700 円	
H 元. 4 ~	8,000 円	
H 2. 4 ~	8,400 円	
H 3. 4 ~	9,000 円	
H 4. 4 ~	9,700 円	
H 5. 4 ~	10,500 円	
H 6. 4 ~	11,100 円	
H 7. 4 ~	11,700 円	
H 8. 4 ~	12,300 円	
H 9. 4 ~	12,800 円	
H 10. 4 ~	13,300 円	

給付水準の推移

改正年	改正の考え方	新規裁定者のモデル の年金	年金額 (a)	直近現役男子 の平均標準 報酬 (b)	所得 代替率 (a) / (b)
昭和 40 年	1 万円年金の実現	制度的な加入期間 20 年 平均標準報酬月額 2.5 万円	1.0 万円	2.8 万円	36%
昭和 44 年	2 万円年金の実現	平均加入年数 24 年 4 月 平均標準報酬月額 3.8 万円	2.0 万円	4.5 万円	45%
昭和 48 年	直近男子の平均賃金の 60% 5 万円年金の実現	平均加入年数 27 年 平均標準報酬月額 8.5 万円	5.2 万円	8.5 万円	62%
昭和 51 年	直近男子の平均賃金の 60%	平均加入年数 28 年 平均標準報酬月額 13.6 万円	9.0 万円	14.1 万円	64%
昭和 55 年	直近男子の平均賃金の 60%	平均加入年数 30 年 平均標準報酬月額 19.9 万円	13.6 万円	20.1 万円	68%
昭和 60 年	直近男子の平均賃金の 60%	加入年数 40 年 平均標準報酬月額 25.4 万円	17.6 万円	25.4 万円	69%
平成 元年	前回改正の水準維持	加入年数 40 年 平均標準報酬月額 28.8 万円	19.7 万円	28.8 万円	69%
平成 6 年	ネット所得スライドの導入	加入年数 40 年 平均標準報酬月額 33.7 万円	23.1 万円	34.0 万円	68%
平成 12 年	給付乗率の 5%適正化	加入年数 40 年 平均標準報酬月額 36.0 万円	23.8 万円	36.7 万円 〔手取り総報酬 : 40.1 万円〕	〔手取り 総報酬額比 : 59%〕

年金額スライド(率)等の推移

(単位：%)

年度	国民年金・厚生年金スライド率	消費者物価指数対前年上昇率	共済年金改定率	公務員給与引上げ率	決まって支給する給と上昇率
昭和 48		16.1	23.4	15.39	18.9
49	16.1	21.8	23.8	29.64	24.8
50	21.8	10.4	38.1	10.85	17.0
51	財政再計算	9.4	10.7	6.94	12.4
52	9.4	6.7	7.0	6.92	9.3
53	6.7	3.4	7.1	3.84	6.8
54	3.4	4.8	3.6	3.70	5.9
55	財政再計算	7.8	3.5	4.61	5.9
56	7.8	4.0	4.4	5.23	5.3
57	4.0	2.4	5.0	0.00	4.9
58	0.0	1.9	0.0	2.03	3.4
59	2.0	2.2	2.0	3.37	3.5
60	3.4	1.5	3.4	7月から 5.74	3.1
61	財政再計算	0.6	旧法分 2.7 新法分 3.8	2.31	2.5
62	0.6	0.1	0.6	1.47	2.0
63	0.1	0.7	0.1	2.35	4.0
平成元	財政再計算	2.3	財政再計算	3.11	3.9
2	2.3	3.1	2.3	3.67	4.0
3	3.1	3.3	3.1	3.71	4.0
4	3.3	1.6	3.3	2.87	2.5
5	1.6	1.3	1.6	1.92	1.5
6	財政再計算	0.7	財政再計算	1.18	2.0
7	0.7	0.1	0.7	0.90	1.5
8	0.0	0.1	0.0	0.95	1.4
9	0.0	1.8	0.0	1.02	1.3
10	1.8	0.6	1.8	0.76	0.3
11	財政再計算	0.3	財政再計算	0.28	0.0
12	0.0	0.7	0.0	0.12	1.1
13	0.0	0.7	0.0	0.08	0.8
14	0.0	0.9	0.0	2.03	1.1
15	0.9		0.9	1.07	

賃金、物価上昇率等の推移

年次	賃金上昇率 (%)		人口成長率 (%)	A 賃金上昇率 × 人口成長率		B 賃金成長率 × 人口成長率		C 厚生持会運用 利回り		D 長期プライム レート	消費者物価 上昇率 (%)
	標準報酬 月額上昇率	きまって支給す る給与伸ひ率		厚生年金被保 険者伸ひ率	人口成長率	人口成長率	厚生持会運用 利回り	長期プライム レート			
1960	31.84	4.9	12.57	48.41	18.08	5.88	9.13	3.6			
1961	10.95	9.4	11.22	23.41	21.68	6.40	8.7	5.3			
1962	10.06	10.4	5.96	16.62	16.98	6.42	8.7	6.8			
1963	7.73	9.4	7.52	15.83	17.63	6.46	8.7	7.6			
1964	9.22	11.2	6.53	16.35	18.46	6.45	8.7	3.9			
1965	22.36	8.7	3.05	26.09	12.01	6.37	8.7	6.6			
1966	8.51	10.5	4.18	13.05	15.12	6.41	8.4	5.1			
1967	9.54	11.4	3.83	13.73	15.66	6.47	8.2	4.0			
1968	9.99	12.3	4.01	14.39	16.80	6.46	8.2	5.3			
1969	23.89	13.4	4.16	29.05	18.12	6.45	8.2	5.2			
1970	23.73	16.6	3.14	27.62	20.26	6.46	8.5	7.7			
1971	9.34	14.9	1.14	10.59	16.21	6.47	8.5	6.3			
1972	12.10	15.6	2.66	15.08	18.67	6.47	8.0	4.9			
1973	24.08	18.7	2.74	27.48	21.96	6.38	7.7	11.7			
1974	24.41	24.9	-0.39	23.92	24.42	6.60	9.4	23.2			
1975	10.14	18.1	-0.02	10.12	18.08	6.93	9.9	11.7			
1976	16.64	12.7	0.84	17.62	13.64	7.03	9.2	9.4			
1977	8.74	9.2	0.23	9.00	9.46	7.13	9.2	8.1			
1978	5.53	7.1	1.14	6.73	8.32	7.00	7.1	4.2			
1979	5.62	5.8	2.23	7.97	8.16	6.88	7.1	3.7			
1980	8.82	5.7	2.12	11.13	7.95	7.06	9.5	7.7			
1981	5.17	5.2	1.81	7.08	7.10	7.25	8.8	4.9			
1982	4.52	5.0	1.30	5.88	6.37	7.22	8.4	2.8			
1983	2.79	3.3	1.28	4.11	4.62	7.20	8.4	1.9			
1984	3.43	3.2	1.48	4.96	4.83	7.17	7.9	2.3			
1985	5.09	3.2	1.17	6.32	4.41	7.16	7.7	2.0			
1986	2.42	2.9	-0.27	2.14	2.62	7.11	6.4	0.6			
1987	1.78	2.0	2.53	4.35	4.58	6.77	5.2	0.1			
1988	3.03	3.5	3.95	7.10	7.59	6.29	5.5	0.7			
1989	5.27	3.1	4.00	9.49	7.23	5.94	5.7	2.3			
1990	4.50	3.8	3.60	8.26	7.53	5.90	7.5	3.1			
1991	3.89	3.4	3.10	7.11	6.61	5.97	7.7	3.3			
1992	2.37	2.1	1.67	4.08	3.81	5.82	6.0	1.6			
1993	1.36	2.0	0.49	1.86	2.50	5.52	4.9	1.3			
1994	2.88	2.3	0.27	3.16	2.58	5.34	4.4	0.7			
1995	1.29	2.1	0.21	1.50	2.31	5.24	4.5	-0.1			
1996	1.24	1.9	0.58	1.83	2.49	4.99	3.2	0.1			
1997	1.29	1.5	0.00	1.29	1.50	4.66	2.5	1.8			

諸外国の年金制度のすがたとその特徴

6 諸外国の年金制度のすがたとその特徴

アメリカ



老齢遺族障害健康保険（1935年）
（一定以上の所得のある被用者、自営業者）

社会保障税 12.4%（労使折半）を財源とする社会保険方式

修正賦課方式（積立金は給付費の約2年分）

給付は所得比例1本、支給年齢は65歳
（2003年から2027年に67歳）

高額所得者の年金には課税し、年金給付の財源にする

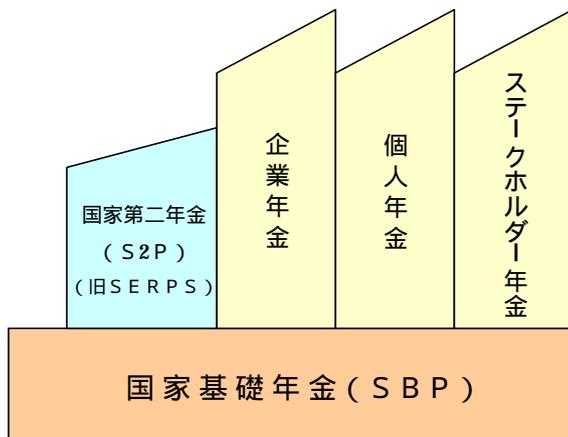
確定拠出型の個人勘定導入（社会保障税の内枠又は外枠）
の改革案

公的年金は企業年金、個人年金（貯蓄）とともに老後保障
の三本脚の一つ

OASDIの概要（アメリカ）

根拠法		社会保障法（Social Security Act）（1935年）
適用範囲		アメリカに居住し有償の仕事に就いている者に強制適用。 連邦職員（1983年以前採用者）、鉄道員、州・地方政府の職員の一部、賃金や雇用期間が一定の要件を満たさない者等は除く。
概況	被保険者数	15,280万人（2002年）
	年金受給者数	4,618万人（2002年）
支給要件		年収を\$890で割った「適用四半期」の数（1年につき4が上限）を40以上有する者が、65歳に達した時（2003年）。 支給開始年齢は2027年までに段階的に67歳まで引上げられる予定。 支給62～67歳で繰り上げ・繰り下げが選択可能。年金額は増減。
給付	給付水準（2001年）	労働者平均賃金の約50% 平均年金月額 = 単身：\$815 夫婦：\$1,410
	年金額	基本年金月額（2003年）=（AIMEのうち\$606までの部分×0.90）+（\$606～3,653までの部分×0.32）+（\$3,653以上の部分×0.15） AIME（average indexed monthly earnings）：再評価後平均賃金月額。被保険者の21～62歳の所得のうち、高い方から35年間の平均賃金（再評価するのは、60歳以前の所得）。 AIMEを区分する基準額は平均所得水準にあわせて毎年改定される。
	スライド	新規裁定時に過去の賃金を平均賃金上昇率に基づき再評価する。（上記参照）。 支給開始後の年金額は、第3四半期の平均消費者物価指数対前年同期比で改定される。
財源	財政方式	修正賦課方式
	保険料（2003年）	社会保障税により徴収。 但し、各人の納付記録によって年金の受給資格や年金額が決められるため、社会保険方式をとっていると見るべきである。 ・被用者：12.40%（労使折半） ・自営業者：12.40%（全額自己負担） 課税対象年収上限：\$87,000（被用者）
	国庫負担	原則として無し。
積立金の扱い		特別信託基金に移管され、当期費用引当金以外は財務省証券に投資される。
税制	拠出時	事業主保険料…全額損金算入。被用者の追加的賃金とみなされず、非課税。 従業員保険料…社会保障税として納付。
	給付時	以下のケースを除き、非課税（1996年）。 年収が単身で\$25,000、夫婦で\$32,000以上の受給者は給付の50%が課税対象所得に算入される。 年収が単身で\$34,000、夫婦で\$44,000以上の受給者は給付の85%が課税対象所得に算入される。

イギリス



年金制度は疾病給付を含む国民保険制度の一部

基礎年金は全就業者が対象（無所得者は除く）

国家第二年金は被用者対象、報酬比例、広範な適用除外あり

ステークホルダー年金（01年導入）は拠出建個人加入

年金制度とは別に低所得者に対して公的扶助的性格の最低所得保障制度（M I G）あり

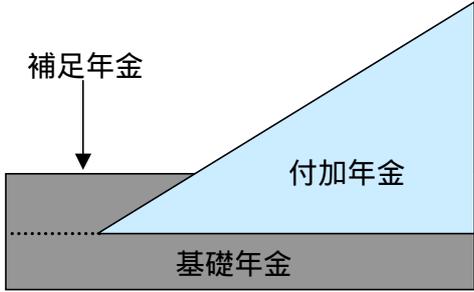
企業年金、個人年金、ステークホルダー年金を拡充して公的年金を縮小する方向

基礎年金、付加年金（S2PとSERPS）の概要（イギリス）

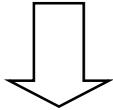
		基礎年金の概要	付加年金（S2PとSERPS）の概要		
根拠法（施行）	国民保険法（1946年）		1975年 社会保障法（SERPS） 1999年 福祉改革年金法（S2P）		
対 象	全国民		適用除外を受けない被用者		
概 況	被保険者数	制度全体で2,795万人（2000年）			
	年金受給者	制度全体で1,104万人（2000年）			
支 給 要 件		<p>男子は65歳、女子は60歳以上 女子は2010年～2020年に段階的に65歳に引き上げる。 全就労期間の90%程度の期間が「有資格年」のとき満額支給。 有資格年：1年間に所得下限超過額（2003年で£89）を対象とする保険料の52倍以上の額を拠出した年、または保険料の免除が認められた年（免除対象は、失業者、出産手当受給者、就労不能者、21歳未満の学生等）。 繰上げ支給はできない。繰下げは1週間の繰下げ毎に1/7%ずつ増額。</p>			
給 付	給付水準・年金額	<p>基礎年金額は毎年、男子労働者平均賃金の約20%の水準に、夫婦の場合はその約1.6倍の水準に設定される。 満額年金週額（2002年） ・ 独身者：£75.50 ・ 夫 婦：£120.70</p> <p>満額支給に至らない場合は、以下の通り。 年金額 = 満額年金額 × (有資格年数 ÷ (拠出年数 + 免除年数) ÷ 加入すべき年数)</p>	<p>加入した期間の各年について以下の式で計算し合算する（上位20年分のみ）</p> <p>{ (再評価後賃金 - 最終年の拠出対象限度額) × 1.25% }</p> <p>給付水準は、最高で従前所得の25%となる。 1986年改正で、2000年から10年かけて20%へ引下げられる。</p>		
	スライド	<p>年金支給開始時：賃金スライド 年金支給開始後：物価スライド</p>			
財 政 方 式		賦課方式			
財 源	保険料		<p>国民年金への保険料は、国民保険基金拠出金として一括して国民保険基金に払い込まれるため、退職年金のみの保険料を分離することはできない。以下に示すのは、2002年の国民保険料である。</p>		
	被 用 者	付加年金適用者	被 用 者	週£89～585の所得部分	10.00%
		事 業 主	被 用 者	週£89以上の所得	12.20%
	被 用 者	付加年金適用除外者	被 用 者	週£89～585の所得部分につき	8.40%
		事 業 主	事 業 主	給付建て年金：週£89～585の所得部分につき 拠出建て年金：週£89～585の所得部分につき	9.20% 11.60%
	自営業者		定額部分	年£4,025～4,615の所得部分につき	£2.00
自営業者		比例部分	年£4,615～30,420の所得部分につき	7.00%	
その他（任意加入）				£6.85	
国庫負担		原則として無。			
税 制	拠 出 時	<p>（第1種保険料） 事業主掛金：全額損金算入。従業員の所得とみなさない。 従業員掛金：所得控除されない。</p>			
	給 付 時	全額課税。但し、老齢者控除あり。			

スウェーデン

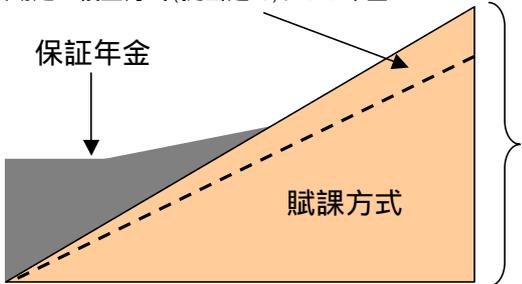
(1999年改革)



旧制度 (~ 1937年生)



個人勘定の積立方式(拠出建て)による年金



新制度 (1954年生 ~)

税方式の基礎年金を廃止し、現行の2階建年金を所得比例1本の年金体系に改める

所得比例1本の年金が一定の金額を下回る場合、一定期間の居住を要件として国家負担により補足的な保証年金を支給

保険料率を将来にわたり18.5%で固定し、2.5%は拠出建個人勘定の積立方式の年金とする

16%分は賦課方式で運用するが、個人の給付額は概念上の拠出建ての考え方によりきめ、給付はその範囲ないで行ない、少子化による被保険者数の減少や積立金の利回りの低下等により年金財政の収支の均衡が保れないと予想される場合には国会の議を経ずに給付を自動的に調整する仕組みを導入

スウェーデン

旧制度	→	新制度
保 険 料		
基礎年金：事業主 5.86% (1997年) 付加年金：事業主 13% 被用者 1% (1997年)		将来にわたり、一律 18.5% (変更しない) 将来的に労使折半 粗収入から被保険者本人分の保険料を控除した残りの額に対する保険料率であり、粗収入に対する割合でみると、16.94%。 拠出対象報酬上限：基礎額の 7.5 倍 (2003年の基礎額は 289,500 クローナ)
財 政 方 式		
基礎年金：完全賦課方式 (不足分は国庫負担) 付加年金：修正賦課方式		保険料のうち、 16%は賦課方式 2.5%は積立方式
給 付 建 て か 拠 出 建 て か		
基礎・付加の両制度とも給付建て制度		賦課方式部分：拠出額の値だけを各被保険者の口座に記録していく「仮想確定拠出：Notional Defined Contribution (NDC) 方式」による。 被保険者が運用リスクを負わないこと、受給開始時に拠出総額が再評価されることなど、厳密な意味での拠出建てとは異なる。 積立方式部分：本来の意味における拠出建て方式。
年 金 額 の 算 定 方 法		
基礎年金：基礎額×0.96 基礎額：公私の年金給付だけでなく、医療保険の障害手当、生活保護の受給額の算定などに用いられ、社会保障給付全般の基準となる額。この額は平均賃金のほぼ 1/4 で、【基礎額 = 4000 スウェーデンクローナ × (2ヶ月前の消費者物価指数 / 1957年9月の消費者物価指数)】の式によって算定される (99年で 37,200SEK)。 付加年金：生涯で所得のもっとも高かった 15 年間の「年金ポイント」の平均値 × 基礎額の 60% 年金ポイント：= 拠出対象報酬 - 年初の基礎額 / 年初の基礎額 満額支給には、40年以上の居住 (不足1年につき 1/40 減額)、加入期間が 30年以上あること (不足1年につき 1/30 ずつ減額) 拠出対象報酬上限：基礎額の 7.5 倍		賦課方式部分：生涯に拠出した保険料の合計 ÷ 年金除数 毎年、各人の年金資金は 現役世代の平均所得指数の動向を基に再評価され、「生存者特別配当」として、退職前に死亡した被保険者の年金資金が同年齢の者に配分され、年金制度の維持管理費が控除される。 年金除数：直近 5 年間の平均余命を基に算定された数値で、各年齢毎に設定される。平均余命が伸長して除数が大きくなると、その分だけ年金額が切り下がり、追加負担が生まれない仕組み。各人の除数は 65 歳に達した時点で固定される。65 歳より早く受給するときは、仮の除数を用いる。 積立方式部分：年金給付額は、各被保険者の口座に積立てられた保険料とその運用利回りの合算から、保険数理的に計算された額。運用先は各人が有価証券ファンドマネージャーや国際ファンド、国営の運用会社等から選択できる。リスクは各被保険者が負う。

スウェーデン

旧制度 → 新制度	
スライド方法	
<p>物価スライド 賦課方式のため、低成長期には実質賃金上昇率が物価スライドを賄えず、現役労働者の負担率が過重になってしまうという弱点があった。</p>	<p>経済成長スライド 除数に各人が退職してからの平均余命に達するまでの経済成長率を見込んだ「基準値（改革案の見積もりでは1.6%）」を加味し、将来の経済成長を支給開始時に決定される年金額に予め織り込む。その後は【実質経済成長率 - 基準値】でスライドさせる。</p>
支給開始年齢	
<p>65歳（退職は要件としない） 1ヶ月の繰上げにつき0.5%の減額、繰り下げは0.7%の増額。</p>	<p>61歳以降ならいつでも支給開始可能（年金額は、年金除数の値によって変化する）。</p>
部分年金等	
<p>部分年金が基礎年金・付加年金とは別個の制度として併設されていた。 61歳以降、一定の労働時間を削減した者に限り、従前所得から減少した額の65%を支給する。</p>	<p>部分年金制度を廃止し、所得比例年金と一体化。 61歳以降、通常の支給の1/4、1/2、3/4のうちいずれかの支給額を選択できる。受取らなかった年金額は各人の年金資産に加えられる。働きながらの支給についても制限なし。</p>
最低限の老後生活の保障	
<p>基礎年金：最低限の生活の保障が目的であり、全国民に定額で支給される。 補足年金：付加年金が全くないか、小額の場合に基礎額の約半分を支給する。</p>	<p>国庫負担の「最低保障年金」を導入。 所得比例年金額が基礎額の1.26倍以下の者については、基礎額の2.13倍までの差額を受取ることができる。基礎額の3倍以下の者についても、所得に応じ、基礎額の3倍まで段階的に支給される。</p>

ドイツ

(2001年に改革)

補足的老後保障制度 (リースター年金)

労働者年金保険	職員年金保険	鉦山労働者年金保険	自営業者年金保険	公務員年金保険
---------	--------	-----------	----------	---------

職業別、職種別に縦割りに分立

(民間被用者、自営業者、公務員)

社会保険賦課方式(積立金は0.5年分)、報酬比例、
保険料率 19.5%

国庫負担 20% ~ 30%

・ 財源は付加価値税、環境税の一部

補足的老後保障制度(リースター年金)導入(2001年)

・ 任意加入、拠出建積立方式、国庫補助あり

負担の抑制

・ 2020年で20%、2030年で22%を目標

給付の抑制

・ 所得代替率の引下げ

・ 年金スライド方式の変更(平均寿命の伸びや人口
構造の変化を考慮

・ 支給年齢を引上げ検討(2034年に65歳 67歳)

世代連帯の思想

・ 児童、育児への配慮

労働者年金保険・職員年金保険の概要（ドイツ）

根拠法		労働者年金保険 ... ライヒ保険法（1911年） 職員年金保険 ... 職員年金保険法（1911年）
適用範囲	強制適用	一般賃金労働者（ブルーカラー） 事務職員（ホワイトカラー） 鉱業に従事する労働者・職員を除く。 自営業者のうち職人、芸術家等は両制度のいずれかに強制加入。
	任意適用	自営業者 無業者
概況	被保険者数	労働者年金保険：2,017万人、職員年金保険：2,249万人（1999年）
	年金受給者数	1,140万人（2000年、両制度の合計、旧西独地域）
支給要件		通常5年（60ヶ月）以上の拠出期間を有する者が満65歳に達したとき支給。 繰上げ請求は62歳から可能。1ヶ月につき0.3%の減額 35年以上の拠出期間を有する長期被保険者については63歳にするなど特例があるが、将来的に65歳まで引き上げられる。
給付	給付水準	平均賃金の3割程度
	年金月額	年金月額 = 【総個人報酬ポイント（Individual Earnings Points）×年金種類別係数（Pension Factor）×個人報酬ポイント単価（Current Pension Value）】 総個人報酬ポイント：各被保険者の報酬の、全被保険者の平均報酬に対する比として毎年算出した値を、全被保険者期間を通じて合算した値。 年金種類別係数：老齢年金の場合 = 1、遺族年金の場合 = 0.6、就労不能年金の場合 = 0.6667。 個人報酬ポイント単価：1総個人報酬ポイントの単価（月額）。2002年は25.31406ユーロ、（旧西独）22.06224ユーロ（旧東独）
財源	保険料	19.5%（労使折半、3年毎に改定される。2003年） 拠出対象報酬上限は毎年政府によって決定されており、2003年は5,100ユーロ（旧西独）4,250ユーロ（旧東独）
	国庫負担	拠出金で不足する費用の全額（2001年は総給付費の約24%、2,680億ユーロ）
	財政方式	賦課方式（積立金は変動準備金として給付費の1~2ヶ月分程度） 両制度は拠出・給付の仕組みが全く同一である上、完全に財政調整がなされているので財政上は単一の制度とみなしうる。
税制	拠出時	事業主掛金：全額損金算入、所得税非課税。 従業員掛金：保険料概算控除
	給付時	給付される年金の利息相当分が課税される。

フランス



職業別、職種別に多数分立

労使の協約年金

世代間連帯の考え方にたつ賦課方式

支給開始年齢 60歳

事業主の負担割合が高い

一般制度 本人 6.55%

使用者 8.20% + 報酬総額の1.60%

年金額の低い者に一般社会税を財源とした手当あり

一般制度の概要(フランス)

根拠法		社会保障法典(1945年)
適用範囲		民間商工業部門被用者等、特別制度に属さないすべての一般被用者について強制適用。
概況	被保険者数	1,494万人(1999年)
	年金受給者数	968万人(1999年)
支給要件		1四半期以上の拠出期間を有する者が、60歳に達した時。 満額支給には、40年の拠出期間が必要。
給付	給付水準	平均賃金の50%程度
	年金額	<p>年金額 = 基準賃金 × 支給率 × (拠出四半期数 / 160四半期)</p> <p>基準賃金: 高い方から過去25年分の再評価後の平均賃金。</p> <p>支給率: 拠出期間及び支給開始年齢により決定され、受給開始年齢が65歳以上の場合、最高50%。40年または65歳に不足する四半期数(どちらか小さい方)について、最低25%まで1.25%ずつ減額される。</p> <p>拠出四半期数は160が上限。</p> <p>加給年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3人以上の子を扶養したとき、年金額の10%。 ・65歳以上の扶養される配偶者がいるとき、年額609.80ユーロ(所得制限あり)
	スライド	<p>新裁時: 全被保険者の平均賃金の動きにより過去の賃金を再評価。</p> <p>裁定後: 物価スライド</p>
財源	財政方式	<p>賦課方式。</p> <p>公的年金制度は多数に分立しているため、1974年以来全制度を通じた財政調整が行なわれている。</p>
	保険料率(2002年)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者 報酬(上限報酬が適用)の6.55% ・使用者 報酬(上限報酬が適用)の8.20%及び報酬総額の1.60% <p>拠出対象上限報酬(総報酬): 年額28,224ユーロ、月額2,352ユーロ</p>
	国庫負担	<p>原則としてなし</p> <p>社会保障財源にあてる目的税として1991年に「一般社会税」が導入された。ほとんど全ての個人所得が対象であり、税率は1997年で3.4%</p>

公的年金制度とは何か、どのような考え方でつくり、
改正されるのか

7 公的年金制度の目的、機能、効用

老齡、障害、遺族（生計中心者の死亡）等の稼得能力の喪失又は減少の事態に対し、国民（加入者）が共同してそれを補填し、一定の所得を保障する社会的仕組み、システム

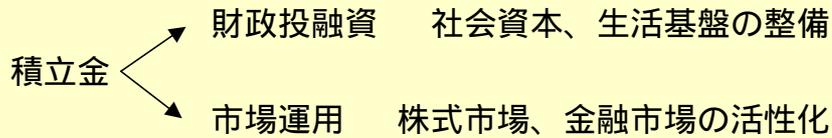
一生涯の間に誰にでもおこりうる生活上の不安やリスクの解消
生活の安定 社会の安定

私的扶養、親族扶養 社会的扶養、世代間扶養

階層間、世代間の所得の再配分、移転、平準化 社会の安定

労働者の保護、労働力の保全 優秀で健全な人材の確保 労働の生産性の向上
企業、経済の発展

余剰通貨の回収、インフレの防止、資本の蓄積 経済の発展



年金給付 消費の支え 景気の支え 経済の発展 生活の向上

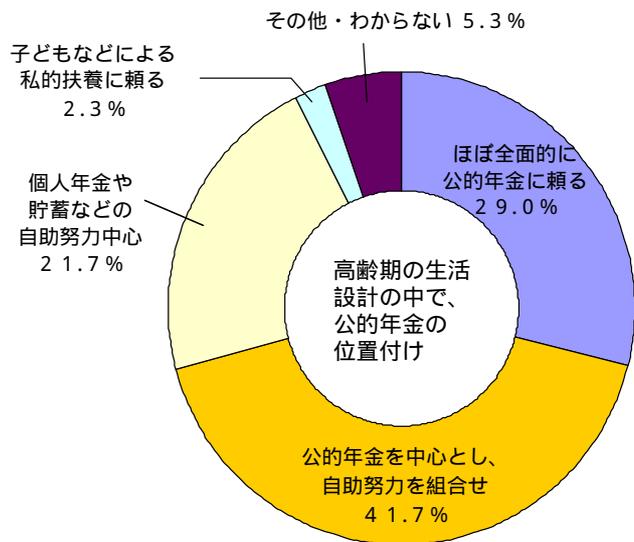
保険料負担の増大 企業経営の圧迫 国際競争力の低下 経済の衰退

保険料負担の増大 個人の可処分所得の減少 消費の減少 生活の低下

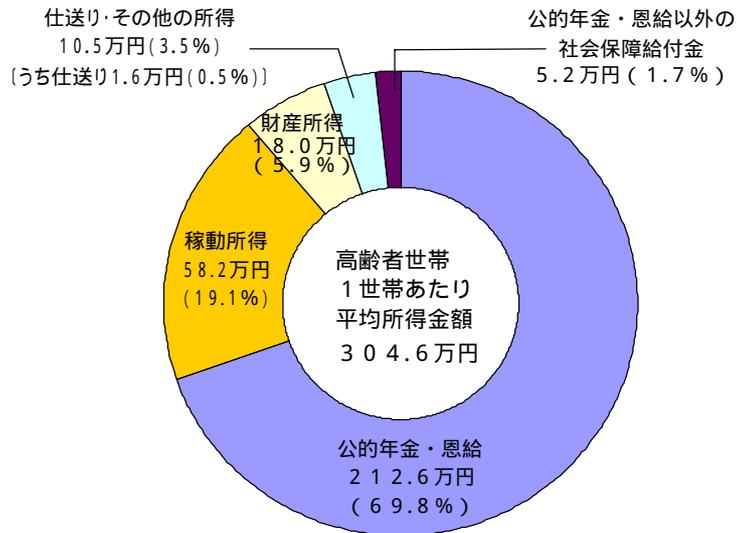
財政負担の増加 国家財政の圧迫 財政赤字の増大

国民生活と公的年金

国民の約7割が公的年金を基本に老後生活を設計



公的年金給付は高齢者世帯の収入の7割超を占める



親との同居は減っているが年金給付があることで、現役世代も親の経済的な心配をせず安心できる

65歳以上の者のいる世帯のうち		
三世帯世帯	54.4% (1975)	23.7% (2002)
65歳以上のみ世帯	15.0% (1975)	42.5% (2002)

8 公的年金制度の種類、タイプ、態様

全国民一本、職業職域別年金（被用者、自営業者、公務員など）

拠出制年金、無拠出制年金

社会保険方式（保険料）、共済組合方式、税方式

積立方式、賦課方式、修正積立方式、修正賦課方式

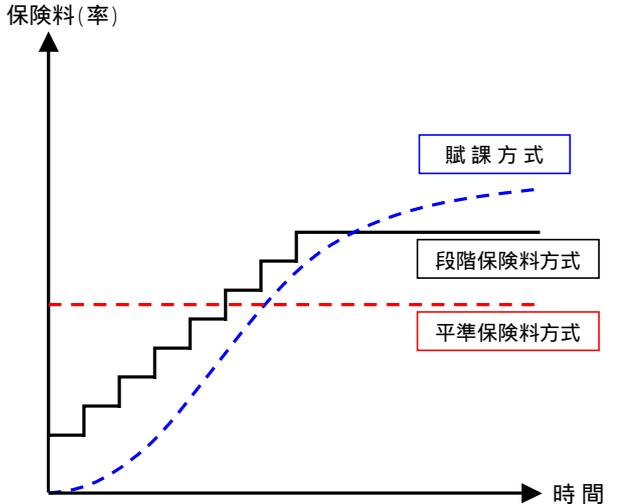
平準保険料方式、段階保険料方式

定額保険料、定額年金、所得(報酬)比例保険料、所得比例年金

世帯単位年金、個人単位年金

確定給付年金、確定拠出年金

年金の財源方式



(注) 制度発足当初は年金受給者は少なく、年金額も低い → 次第に年金受給者は増え、1人あたりの年金額も増大します

積立方式

年金制度の財政方式の1つで、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料で積立していく財政方式です。積立方式の場合、加入者や受給者の年齢構成が将来見通しどおり推移する限り、高齢化が進んでも保険料は影響を受けません。一方、保険料の運用収入を見込んで保険料を決めるため、金利の変動など経済的要因の影響を受けます。

これに対し、そのときに必要な原資を、そのときの現役世代の保険料で賄う財政方式を賦課方式といいます。わが国の年金制度は、ある程度の積立金を有し、積立方式の要素をもちつつも、賦課方式の要素の強い財政方式になっています。

賦課方式

年金制度の財政方式の1つ。そのときに必要な年金原資を、そのときの現役世代の保険料で賄う財政方式です。賦課方式の場合、保険料率は基本的に年金受給者と現役加入者の比率によって決まるため、人口の高齢化が進むと保険料は影響を受けます。一方、積立金を保有していないため、金利の変動などの影響は受けません。

これに対し、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料で積立していく財政方式を積立方式といいます。わが国の年金制度は、ある程度の積立金を有し、賦課方式の要素の強い財政方式になっています。

平準保険料方式

保険料を拠出する年金制度では、年金を受けるためには一定期間の保険料納付が必要になります。そのため、制度発足当初は受給者があられず、時間の経過とともに受給者が増えることになります。これにあわせ、年金給付費も増大していきます。

この給付費に必要な保険料を算定する場合、時間の経過と無関係にほぼ一定の拠出水準で賄うように設定することを平準保険料方式といいます。わが国の年金制度は、平準保険料方式ではなく、5年ごとに保険料を引上げていく段階保険料方式を採用しています。

段階保険料方式

保険料を拠出する年金制度では、年金をうけるためには一定期間の保険料の納付が必要になります。そのため、制度発足当初は受給者があられず、時間の経過とともに受給者が増えることになります。これにあわせ、年金給付費も増大していきます。この給付費に必要な保険料を当初は低めに設定し、段階的(普通は財政再計算ごと)に引上げていき、最終的に収支が均衡するように設定する財政方式を段階保険料方式といいます。段階保険料方式は積立方式の要素をもちつつも、物価スライド・賃金再評価等のための費用のかなりの部分を後代負担とする賦課方式の考え方をもちった財政方式で、両財政方式の利点を生かしたものとなっています。わが国の年金制度は、この方式を採用しています。

税方式導入がよいとされる理由

税方式の導入について

税方式の導入により、保険料率を抑制できる。

税方式の導入により、第3号被保険者問題、学生問題、障害者等の無年金・低年金問題が解決する。社会保険方式では未納・未加入者が発生することは不可避であり、税方式とすれば国民年金の空洞化を解決できる。

消費税率引上げにより年金目的税を導入すべきとの立場

一般財源に比べ財源の安定性が確保できる。

目的消費税であれば、所得補促の不公平(いわゆるクロヨン問題)が避けられ、水平的公平性が確保される。

高齢者にも負担を求めることとすれば、世代間の不公平の是正に資する。

国際競争が激化する中で、税方式を導入すれば、法人の負担を軽減することができる。

税方式導入の問題点

巨額化していく税負担について、将来にわたって国民の合意が得られるか。

国の財政がきわめて厳しい中で、医療、介護、子育て等の社会保障施策や他の行政需要に先んじて年金財源だけを確保していくことができるか。

国民が自立自助の考えに基づいて老後に備えて拠出するという考え方を否定すべきでない。

拠出と給付の関係が明確な社会保険方式の長所が失われる。

税負担が高まるにつれて、所得制限等の導入が避けられないという考えもあり、この場合は年金は第二の生活保護化され、国民皆年金とは異なる制度となる、という指摘についてどう考えるか。

諸外国の例からみて、税方式の場合年金額が低くなる傾向があることについてどう考えるか。

切り替え時における過去の未納・未加入および免除の期間の取扱いをどうするか。

年金目的消費税を導入する場合、法人負担が減少し、その分家計負担が増加することについてどう考えるか。

9 公的年金制度が具備すべき条件、性質

制度の長期的安定性（財政収支の相等均衡）

制度の長期的な持続性（永続性）

負担の妥当性、可能性、公平性

給付（給付水準、給付要件）の妥当性、有効性、確実性

給付と負担の世代間、男女間、職業間（職種と有無）、所得階層間の
公平性

実施、実現の可能性

10 公的年金制度のかたちや内容を決める前提、要素

現在及び将来の人口の年齢構造、平均寿命、出生率、死亡率などや、社会・家族のすがた、人の生き方、働き方、生活水準等

現在及び将来の経済の状況や産業のすがた、経済成長率、産業構造、就業構造、賃金水準、物価水準、賃金上昇率、物価上昇率、金利等

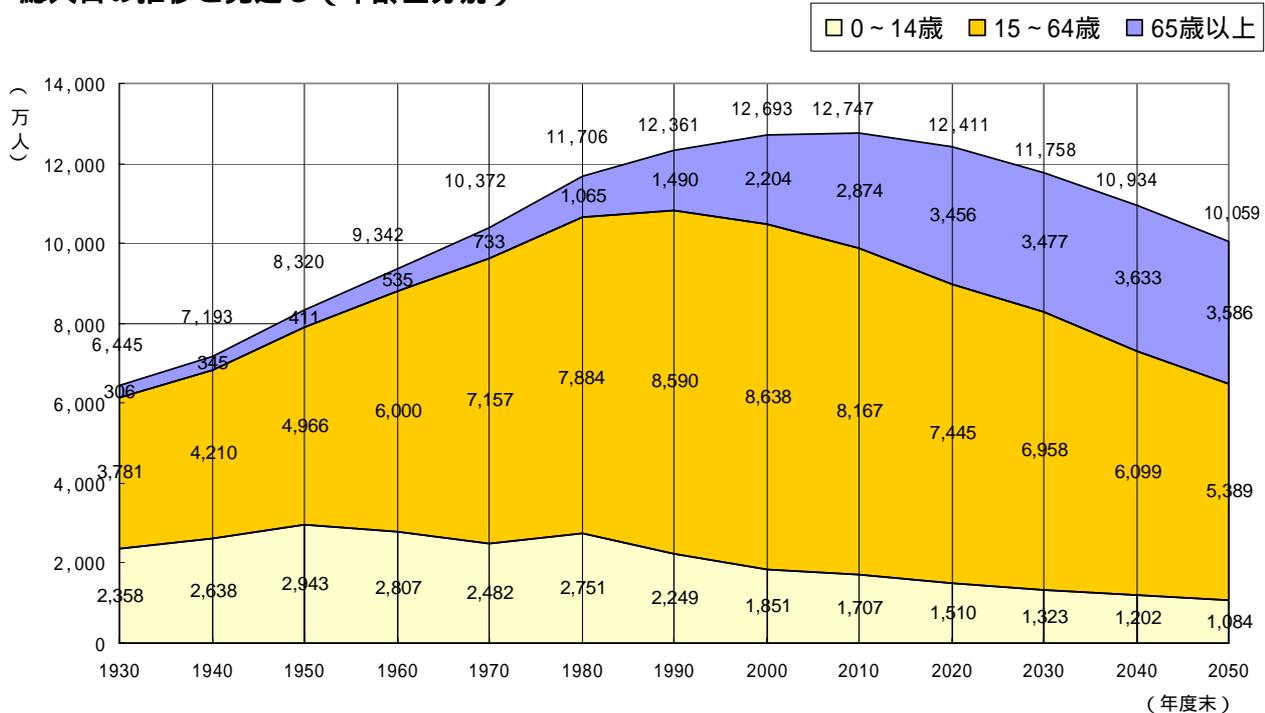
国の歴史や文化、国民の精神構造や意識構造、企業や個人間の連帯意識の強弱、国家、企業、個人それぞれの役割と関係

他の社会保障、税制、財政、民間の企業年金や私的年金など年金制度と関係の深い公私の諸制度の状況

日本の将来推計人口（平成14年1月推計）の概要

		平成 14 年 1 月将来推計人口			平成 9 年 1 月 将来推計人口
		中位推計	高位推計	低位推計	中位推計
基準人口		平成 12 年 10 月 1 日国勢調査人口			平成 7 年 10 月 1 日 国勢調査人口
長期の出生率仮定		TFR = 1.39	TFR = 1.63	TFR = 1.10	TFR = 1.61
平均寿命		男：80.95 年 女：89.22 年			男：79.43 年 女：86.47 年
総人口	平成 12(2000)年 《ピーク》	12,693 万人	12,693 万人	12,693 万人	12,689 万人
	平成 37(2025)年	12,774 万人 [平成 18(2006)年]	12,815 万人 [平成 21(2009)年]	12,748 万人 [平成 16(2004)年]	12,778 万人 [平成 19(2007)年]
	平成 62(2050)年	12,114 万人	12,404 万人	11,776 万人	12,091 万人
		10,059 万人	10,825 万人	9,203 万人	10,050 万人
65 歳 以上 人 口 割 合	平成 12(2000)年	17.4%	17.4%	17.4%	17.2%
	平成 37(2025)年	28.7%	28.0%	29.5%	27.4%
	平成 62(2050)年	35.7%	33.1%	39.0%	32.3%

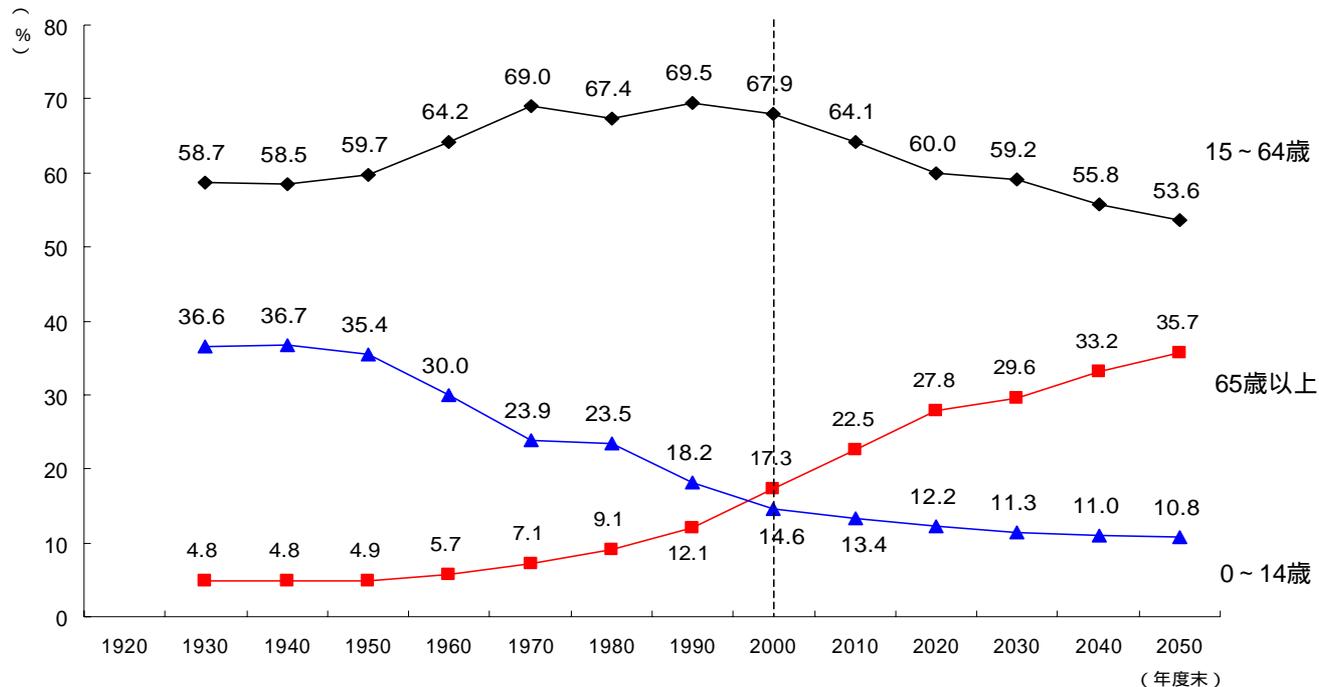
総人口の推移と見通し（年齢区分別）



(注) 2000年までは実績値、それ以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成14年1月推計)』の中心推計による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』

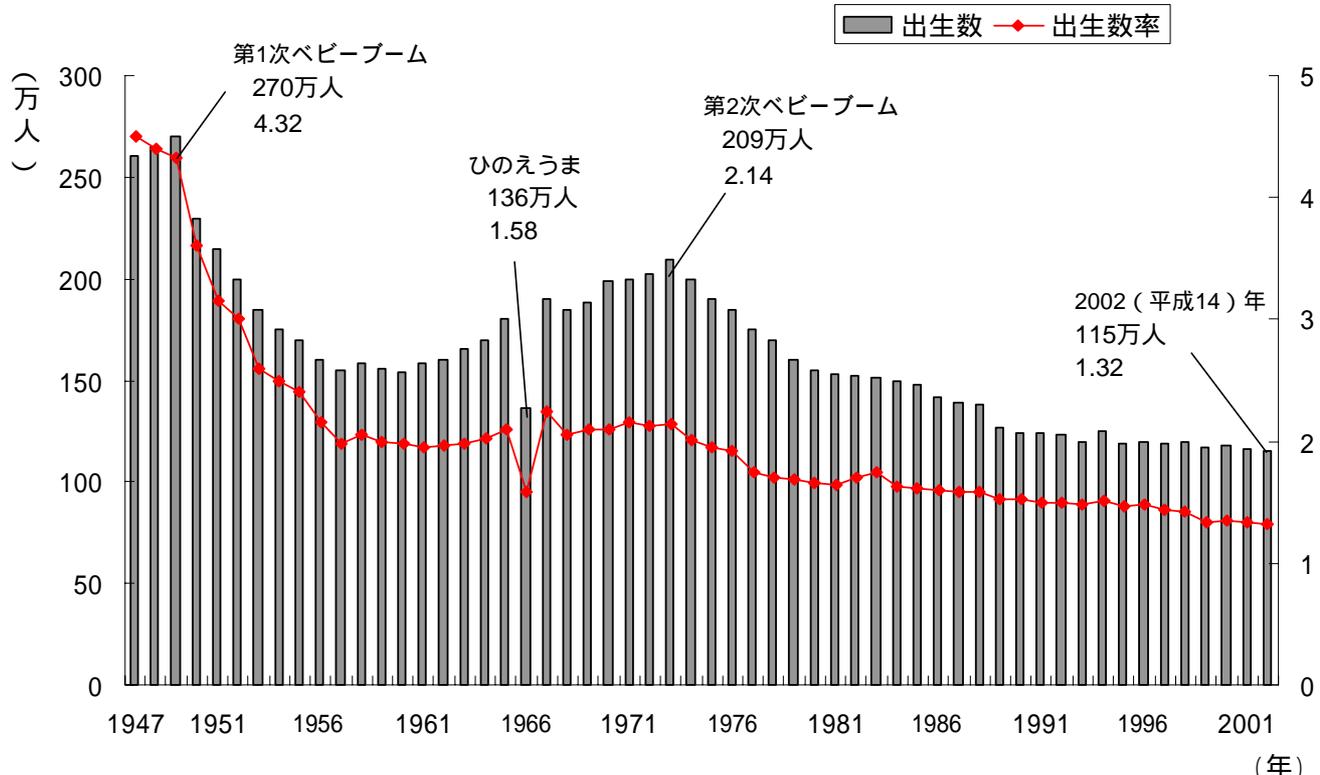
人口構成割合の推移と見通し（年齢区分別）



(注) 2000年までは実績値、それ以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成14年1月推計)』の中位推計による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』

出生数・合計特殊出生率の推移



(注) 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むものとした場合の子供の数に相当する。

資料：厚生労働省『人口動態統計』（年計）

将来人口推計（2025～2050年中位）

\		H 1 3 現在	H 4 推計	H 9 推計	H 1 4 推計
平均寿命（才）	男	77.64		79.43	80.95
	女	84.62		86.47	89.22
総人口（万人）		12,718		比 ^レ -ク 2007年	比 ^レ -ク 2006年
				12,778	12,734
2025			12,581	12,091	12,114
2050			11,151	10,050	10,059
6 5 才以上人口（万人）		2,284			
2025			3,244	3,312	3,473
2050			3,142	3,254	3,568
割合（％）		18.0			
2025			25.8	27.4	28.7
2050			28.2	32.3	35.7
女子特殊出生率（％）		1.33	1.45～1.80～2.09	1.38～1.61～1.85	1.10～1.39～1.63
女子生涯未婚率（％）		4.90		13.8	16.8
夫婦出生児数（人）		2.14		1.96	1.72
年間出生児数（万人）		118		81	67
厚生年金保険料率（％）		13.58		19.8～21.6	22.4～24.8
（2025）				国 1/2～1/3	国 1/2～1/3
国民年金保険料（円）		13,300		18,500～	21,600～
（2025）				25,200	29,600

平成16年改革の諸前提

(1) 人口の高齢化率

(平成14年1月「日本の将来推計人口」)

2000年	18.0%
2025年	28.7%
2050年	35.7%

(4) 労働力率(平成14年7月「労働力率の見通し」)

	2000年	2050年
男性 60歳~64歳	72.0%	85.0%
女性 30歳~34歳	58.8%	65.0%

(2) 合計特殊出生率

(平成14年1月「日本の将来推計人口」)

2000年	1.36
2050年	1.39

(5) 経済前提

(平成年度)	15	16	17	18	19	20	21~
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 〔実質〕	0.0 〔0.3〕	0.6 〔0.8〕	1.3 〔0.8〕	2.0 〔0.8〕	2.3 〔0.8〕	2.7 〔0.8〕	2.1 〔1.1〕
運用利回り 〔実質(対賃金上昇率)〕	0.8 〔0.8〕	0.9 〔0.3〕	1.6 〔0.3〕	2.3 〔0.3〕	2.6 〔0.3〕	3.0 〔0.3〕	3.1 〔1.1〕

(3) 平均寿命

(平成14年1月「日本の将来推計人口」)

	2000年	2050年
男性	77.64歳	80.95歳
女性	84.62歳	89.22歳

(6) 国民年金保険料納付率 80%

財政再計算における各種の前提条件の推移

再計算基準年	平成元年(平成元年改正)	平成6年(平成6年改正)	平成11年(平成12年改正)	次期制度改正
前提となる人口推計 (中位推計)(推計期間)	昭和61年12月推計 (1985～2025)	平成4年9月推計 (1991～2025)	平成9年1月推計 (1996～2050)	平成14年～1月推計 (2001～2050)
平均寿命(ピーク)	男77.87(2025) 女83.85(2025)	男78.27(2024) 女85.06(2024)	男79.43(2050) 女86.47(2050)	男80.95(2050) 女89.22(2050)
65歳平均余命 (2025年時点)	男 17.71 女 21.64	男 17.83 女 22.68	男 18.21 女 23.15	男 18.88 女 24.75
高齢化率の動き	2000年: 16.3% 2025年: 23.4% 2050年: 23.5%	2000年: 17.0% 2025年: 25.8% 2050年: 28.2%	2000年: 17.2% 2025年: 27.4% 2050年: 32.3%	2000年: 17.4% 2025年: 28.7% 2050年: 35.7%
合計特殊出生率の動き	1,754,470(1986) 2,000,000(2025)	1,534,69(1991) 1,494,95(1994) 1,800,00(2021)	1,421,51(1996) 1,379,87(2000) 1,609,60(2030)	1,342,77(2001) 1,306,22(2007) 1,387,26(2049)
経済要素	名目賃金上昇率 4.1% 物価上昇率 2.0% 運用利回り 5.5% 実質賃金上昇率 2.1%	名目賃金上昇率 4.0% 物価上昇率 2.0% 運用利回り 5.5% 実質賃金上昇率 2.0%	名目賃金上昇率 2.5% 物価上昇率 1.5% 運用利回り 4.0% 実質賃金上昇率 1.0%	名目賃金上昇率 2.1% 物価上昇率 1.0% 運用利回り 3.2% 実質賃金上昇率 1.1%
改正を行わない場合の 最終保険料率	31.5%(2020) (標準報酬ベース)	34.8%(2024) (標準報酬ベース)	26.7%(2025) (総報酬ベース) { 標準報酬ベースでは34.5% }	24.8%(2025) 総報酬ベース 基礎年金国庫負担割合1/3 22.4%(2025) 総報酬ベース 基礎年金国庫負担割合1/2
将来見通しに基づく(最終保 険料率	31.5%(2020) (標準報酬ベース)	29.8%(2024) (標準報酬ベース)	21.6%(2025) 総報酬ベース 基礎年金国庫負担割合1/3 { 標準報酬ベースでは27.8% } 19.8%(2025) 総報酬ベース 基礎年金国庫負担割合1/2 { 標準報酬ベースでは25.4% }	18.35% 総報酬ベース 基礎年金国庫負担割合1/2
主な改正内容	保険料率の引上げ 完全自動物価スライド制導入 在職老齢年金の改善 学生の国民年金強制適用による年金保 障の充実 国民年金基金の創設 厚生年金の支給開始年齢の引上げ(次 期再計算の際に見直す旨の規定を整 備)	保険料率の引上げ 60歳台前半の老齢厚生年金(定額部 分)の支給開始年齢の引上げ 在職老齢年金の改善 ネット所得スライドの導入 雇用保険(失業給付)との供給調整 ボーナス保険料の導入(1%)	60歳台前半の老齢厚生年金(報酬比例 部分)の支給開始年齢の引上げ 既表定の年金のスライド制の見直し (物価のみでの改定) 厚生年金の報酬比例部分の水準の5% 適正化 60歳台後半の在職老齢年金制度の導 入 総報酬制の導入 国民年金半額免除制度の導入	

わが国年金制度の今後の課題

1 1 わが国年金制度の今後の課題

安心と信頼の回復

1 制度の基本的あり方、体系についての検討

- ・ 制度一元化の可能性と是非
- ・ 全額税方式化の可能性と是非
- ・ 報酬比例部分の廃止（民营化）の可能性と是非
- ・ 確定拠出年金の部分的導入の是非
- ・ 積立方式、積立金保有の是非

2 現行制度の枠組みをの維持を前提とするならば

- ・ 国庫負担率 1 / 2 へ引き上げの財源
- ・ 保険料の上限と給付の下限の見直し
- ・ 支給開始年齢引上げの前倒し、さらなる引上げあるいは弾力化
- ・ 短時間労働者の厚生年金適用
- ・ 第3号被保険者の取り扱い
- ・ 在職、所得、資産制限拡大の是非
- ・ 積立金運用のあり方
- ・ 組織、運営の改善

3 関心を持ち、留意すべき事項は

- ・世論のかつてない強い関心と不安、不信
- ・改革についての十分な国民の合意、理解と納得の形成
- ・平成19年の新しい将来人口推計の結果
- ・政府及び3党による社会保障全体のあり方の論議の方向と結論
- ・消費税に関する論議
- ・仕事の内容や働き方の変化、特に若い人の働くことに対する意識の変化
- ・外国人労働者流入の問題
- ・年金制度の国際化の流れ

4 制度の問題以外に大事なことは

- ・ 諸外国なみの出生率の回復と経済の安定成長
- ・ 政治（政治家）や行政（役人）が身を正す
- ・ 国民（企業も個人も）自身の意識の改革
- ・ 総合的、長期的視野に立った建設的で現実的な議論
（政治家も学者も評論家もマスコミも）

**5 年金制度は国民にとってなくてはならない制度である。
国民全部でしっかり支え、守り、次の世代に引き継いでいかなければ
ならない**